

官報

号外

平成二十年五月三十日

○第百六十九回 参議院會議録第二十三号

平成二十年五月三十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成二十年五月三十日

午前十時開議

第一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(内閣委員長提出)

第二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 保険法(内閣提出、衆議院送付)

第五 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、国家公務員制度改革基本法案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

この際、日程を追加して、

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。甘利経済産業大臣。

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、悪質な訪問販売等による消費者被害が増加しており、特に高齢者に執拗な勧誘を行い、到底必要とはされないほど多量の商品売り付けする訪問販売や、こうした悪質な勧誘行為を助長するようなクレジット業者による不適正な与信が問題となっており、また、不当請求等のトラブルを引き起こしている一方的な電子メールによる広告や、クレジットカード情報の不正取得も問題となっており、さらに、商品やサービスが多様化する中で、まだ規制の対象となっていない商品やサービスといった規制の抜け穴をねらった悪質商法による被害も問題となっております。

これらの問題を克服し、高齢者の方々を始めとして、国民が安心して生活を送ることができる社会をつくるためには、抜本的に対策を強化することが必要不可欠であります。

こうした認識の下、真に消費者や生活者の視点に立つて、悪質商法対策の充実強化を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の両法に共通する改正として、その規制の適用対象となる商品やサービスにつき、政令によって指定する方式を改め、原則としてすべての商品、サービスを適用対象とする方式への変更を行い、規制の後追いからの脱却を実現をいたします。

第二に、特定商取引に関する法律の一部改正であります。訪問販売によって締結した、通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約等を解除することができることとするほか、契約を締結しない旨の意思を示した消費者への勧誘を禁止をします。また、あらかじめ承諾や請求を得ていない相手への電子メールによる広告の禁止や、通信販売において返品条件を広告に明示していない場合に返品をすることができるとする等の措置を講じます。

第三に、割賦販売法の一部改正であります。個別の契約ごとに与信を行う個別クレジット業者に登録制を導入し、また、その加盟店である訪問販売業者等の勧誘行為の調査を義務付けるとともに、虚偽説明等の不正な勧誘行為があった場合には、消費者は与信契約を取り消し、既払い金の返還を求めることができることとします。また、クレジット業者に對し、信用情報機関を利用した消費者の支払能力調査を義務付け、過剰な与信を禁止いたします。

以上が特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

止いたします。あわせて、クレジットカード情報の不正取得に対する罰則等、所要の規定を整備いたします。

以上が特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。中谷智司君。

(中谷智司君登壇、拍手)

○中谷智司君 民主党の中谷智司です。

民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して、ただいま御提案のありました特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

本法律案の対象となる特定商取引や割賦販売等に関するトラブルの相談件数は、いずれも高齢者の方々の比率が高くなっています。もちろん、本法律案は高齢者の方のみを対象としたものではありませんが、ますます高齢化が進み、消費も増大していく中で、高齢者への配慮は極めて大きいものです。

私たちの国では、目上の人を敬い、大切にし、伝統や文化、そして様々な知恵や経験を受け継いでまいりました。ところが、特に最近、過度な自由経済、市場経済を社会として志向するようになり、効率という言葉の前は、高齢者の方を大事にしないでよいという風潮が高まっているのではないのでしょうか。私には、このような社会は、与党そして福田内閣が率先して誘導しているように感じます。例えば、後期高齢者医療制度

は、我が国の伝統や文化に反して高齢者を私たちの国の医療制度や経済活動から切り離し、ないがしろにするものです。

まず最初に、本法律案の検討の前提として、社会の中で高齢者の方をどのようにとらえているのか、内閣官房長官の御見解をお伺いします。

本法律案は、消費行動をめぐる環境が複雑化、多様化する中で消費者保護に大いに資するものであり、評価できます。しかし、まだまだ改善の余地も残されていますので、それらの点に踏み込んで質問いたします。

消費者取引全体の苦情相談件数は、平成十年度には約四十一万五千件だったものが、平成十六年度には約百九十二万件まで増え、平成十九年度では約百四万件になりましたが、それでも依然として高い水準にあります。特に、相談件数が多い取引類型について、どのように認識し、対処してきたのでしょうか。特定商取引法違反による行政処分件数も、平成十年度には十三件であったものが平成十九年度には百八十件と、十倍以上に増えています。内閣府、金融庁等の消費者行政を所管する省庁や警察、地方自治体等との連携も必要だと思いますが、現在の状況と改善すべき点について、経済産業大臣の御見解をお聞かせください。

訪問販売規制の強化についてお伺いします。

本法律案では、訪問販売における勧誘において、契約を締結しない旨の意思を示した消費者には契約の勧誘を禁止しています。訪問販売による勧誘が禁止される範囲や期間は具体的にどのような判断をするのでしょうか。例えば、同居人が複数いる場合、拒絶の効果は意思を表示した人に限定されるのでしょうか。経済産業大臣の御所見をお願いします。

聞かせください。

悪質な訪問販売を排除するには、規制強化は必要です。しかし一方、住宅や自動車等、業種によつて営業の方法は千差万別であり、飛び込み営業や訪問販売が適している業種もあります。これらの業種から、一度拒絶されると次回から訪問ができなくなるのではないかと懸念の声も聞かれます。通常の営業と悪質な勧誘の線引きについて、経済産業大臣に現実に即した御答弁をいただきたいと存じます。

重要なポイントである過量販売についてお伺いします。

本法律案では、訪問販売によつて、独り暮らしのお年寄りが布団を何十枚も売り付けられる、複数の浄水器を売り付けられる、体調不安に付け込んで健康食品を次々と売り付けられる等、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合には、原則として契約後一年間は契約の解除等ができることとなっています。過量販売の要件となる、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える販売となるか否かは、具体的にどのような基準で判断するのでしょうか。経済産業大臣の御見解をお伺いします。

本規定は、過量販売という事実をもつて被害者を救済できる評価に値するものです。しかし、消費者が知らなければ泣き寝入りをしなければならぬおそれもあります。法律で規定することに加え、消費者にその存在を周知することが更に重要だと考えますが、経済産業大臣に、その方法、取組についてお伺いします。

インターネット取引の規制強化についてお伺いします。

インターネットが普及し、平成十九年には、消費者から申立てのあったものだけでも、迷惑広告メールの件数は一月に十万件にも上っています。インターネット取引等の解除の条件を広告で返品等の理由をお聞かせください。また、広告で返品等の条件の特約が付けられていると契約の解除が認められないことから、返品可否や条件を分かりやすく表示することが求められます。分かりやすい表示の具体的な基準を設けるべきではないでしょうか。経済産業大臣の御見解をお伺いします。

また、昨今、アメリカ、中国、韓国等海外から送信される迷惑メールによる被害が増加しており、海外当局との連携が欠かせません。財団法人日本産業協会の調査によると、本年四月に受信した約五万五千件のメールのうち、海外からのものが九割を超えています。今後、どのように海外当局と連携を強化していくのか、経済産業大臣のお考えをお聞かせください。

続いて、クレジット取引についてお伺いいたします。

クレジットにおける取引は、平成十八年度の統計では約四十五兆円と、同年度の我が国の民間最終消費支出の一五％余りを占めるようになっています。もはやクレジットは、私たち国民にとって当たり前の消費行動のツールとなっています。

一方、クレジットによる取引は、目の前でお金の移動が伴わず、実際にお金を持っていないくとも購入できてしまうため、購入の意思決定のハードルが低くなり、支払能力に見合わない消費行動を取らせてしまうリスクが高くなります。消費者の

生活を守り、生活破綻、多重債務に追い込んでしまわないように、クレジット業者には消費者の支払能力を十分精査し、健全なクレジット取引が行われるような取組が企業の社会的責任として求められます。この点についての経済産業大臣の御見解をお伺いします。

本法律案では、クレジット業者も悪質商法の責任を負う仕組みに変わります。販売業者は消費者に販売した後、クレジット業者から代金を一括で回収できるため、悪質商法の温床になってきました。クレジット業者に、消費者の支払能力を超えた契約に応じないよう過剰与信防止義務を課しますが、年収の三分の一を超える契約等数値基準について、経済産業大臣はどのようにお考えでしょうか。

本法律案では、クレジット業者に、販売店の契約をチェックする、違法な契約だったときは消費者にお金を返す等を義務付けています。しかし、訪問販売やキャッシュレス等、特定商取引法に定めた取引に限られています。言葉巧みに勧誘し、一人の消費者に着物や宝石等の契約を次々と結ばせる次々販売は店舗販売でも多いのですが、規定には盛り込まれていません。また、販売会社が倒産した場合も既払い金返還は認められていません。このことに関する経済産業大臣の御所見をお聞かせください。

本法律案を執行するに当たっては、消費者保護と消費者利益に結び付くよう、そしてまじめなクレジット業者に過度の負担が掛からないよう、柔軟な運用をしなければなりません。

本日に望ましいのは、特定商取引や割賦販売等に関するトラブルが発生しないことです。トラブ

ルを未然に防ぐ、トラブルに遭いそうになったらすぐに助けを求められる体制を整備することが重要です。特に、高齢者の方には手厚いサポートが必要だと思っています。

福田内閣では消費者庁の検討を進めています。真に消費者の立場に立つて製品の安全を確保し、不適切な特定商取引や割賦販売を含む悪質商法の被害から消費者を守る、救済体制について、そのあるべき姿の具体的な御見解を内閣官房長官にお伺いします。

民主党は、真に消費者の利益を優先し、消費者の立場で行政を監視する消費者オンブズマン制度を検討しています。この制度は、消費者救済の専門的なノウハウを持つ人材によって構成され、訴訟の遂行や損害回復の執行力も持つ機関を創設するものです。福田内閣の消費者庁構想では、各省庁からの寄せ集めであり、消費者を守り救済することはできないのではないのでしょうか。内閣官房長官の御答弁をいただきたいと存じます。

福田内閣は、消費者を守る、国民と目線を合わせるといいますが、実際は、テロ新法、揮発油税の暫定税率の再議決等、自分の思い込んだ方向に数の力だけで強行、暴走しています。年金、医療、教育など、私たちの生活の課題に真っ向から向き合おうとしていません。私たち国民の将来を決めていく国会を、国民の疑問に答える国会、国民にきちんと説明する国会、国民によく見える国会、本来の姿に変えなければなりません。

与党及び政府の皆様方にお願いたします。でき得る限りたくさん的一般生活者のお話を聞いてください。私は、昨年七月まで約二年半、毎日毎日、離島や山間へき地まで回り、国民の皆様方の

お話を聞かせていただきました。与党や政府が思っている以上に私たち国民の生活は深刻です。

現実を理解した上で、志や情熱を持って、国民と一丸となって政策を練り上げていただきたい、仕事に取り組んでいただきたいと思っています。

福田内閣が、自分たちの政策や行動が私たち国民の求めているものである確信があるならば、自信を持って早期に衆議院を解散し、民意を問うていただきたいと申し上げ、私の質問の結びとします。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) 中谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、特定商取引法の執行に当たつての他省庁や地方自治体との連携についてのお尋ねがありました。

経済産業省では、内閣府国民生活センターのPIONEER端末の設置や関係省庁連絡会議等への参加を通じて、他省庁との連携に努めております。また、各都道府県と法執行に関する情報を共有するネットワークを構築をしまして、地方自治体との連携も強化をいたしております。今後とも、関係機関との連携強化のため、一層密接な情報交換や協力を進めてまいります。

次に、訪問販売に係る再勧誘の禁止規定の効果が及ぶ範囲と訪問期間についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、本規定は、契約を締結しない旨の意思表示をした消費者本人に対する再勧誘を禁止するものであります。また、禁止の効果が及ぶ期間につきましては、無期限ではなく、商品の

性質等にかんがみまして、社会通念上相当な期間と考えております。

次に、訪問販売に係る再勧誘の禁止規定における通常の営業と悪質な勧誘の線引きについてお尋ねがありました。

消費者が契約を締結しないという意思を示した場合に、これを無視して勧誘を行うことを悪質な勧誘と考えまして、本規定により再勧誘を禁止することとしております。

続いて、過量販売の具体的な基準についてのお尋ねがありました。

通常必要とされる分量を著しく超えるとは、多少購入し過ぎたという程度ではなく、日常生活において一般の方であればまれにしか購入しないような分量の場合が該当するものであります。個別の事例におきましては、商品等の性質や購入者の世帯構成等の事情を勘案をしまして判断されていくものと考えております。

続いて、法改正の周知徹底についてのお尋ねであります。

今回の改正は指定制の廃止や過量販売契約の解除規定の導入等を含む大規模なものでありますので、改正内容の十分な周知徹底が重要と認識をしております。その際、消費者や事業者の方々のみならず、実際に消費者が頼りとする消費者相談員の方々や地方自治体への周知にもしっかりと努めてまいります。

続いて、通信販売の契約解除の規定の条件が限定されていることなどに関するお尋ねであります。

広告におきまして返品条件が明確に表示されている場合には、消費者との間で適正な合意が形成

されたものと考えられるために、かかる合意の内容を尊重することが適切との考えに基づくものであります。また、分かりやすい表示の在り方につきましては、御指摘のとおり、省令等において具体化をしております。

続いて、海外からの迷惑メールに関する海外当局との連携強化についてお尋ねがありました。

経済産業省におきましては、これまでも、中国当局との迷惑メール情報の交換や、主要先進国が参加をする多国間の枠組みを通じた迷惑メール対策の情報交換等を行うなど、海外当局との連携強化を図つてきております。今後とも、こうした協力関係の拡大に努めてまいります。

続いて、クレジット業者には、支払能力を調査し健全なクレジット取引を行う社会的責任があるのではないかとのお尋ねであります。

悪質商法を助長したり、多重債務問題を引き起こすことのないよう、健全な取引に取り組むことはクレジット業者の社会的責任の面からも重要であります。このため、クレジット業者に消費者の支払能力についての調査を義務付けるとともに、支払能力を根拠なく過大に見積もつて高額の手信を行うことを禁止することとしております。

続きまして、過剰と信防止義務に関する数値基準導入の是非についてのお尋ねがありました。

与信審査では、年収のほか、債務の支払状況、販売する商品の価値など様々な要素を総合的に見て支払能力を判断すべきものであります。したがって、年収の三分の一といった一律の数値基準のみで判断するような総量規制を行うことは適当ではないと考えております。

最後に、店舗販売や販売会社が倒産した場合に

おける消費者保護の対応についてのお尋ねがありました。

加盟店調査や既払い金返還の規定は、不意打ち性が高く、消費者の自由な意思表示が困難になりがちな訪問販売等を対象としておりますが、店舗販売の場合も含め、消費者の苦情を適切に処理するよう義務付けております。また、クレジット業者が販売業者の倒産をあらかじめ把握することは極めて困難でありまして、倒産という事実のみで既払い金返還を一律に認めるべきではないという考えであります。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇、拍手)

○国務大臣(町村信孝君) 中谷議員にお答えいたします。

まず、社会の中で高齢者の方々をどのようにとらえているかについてのお尋ねがございました。高齢者の方々は、言うまでもございませんけれども、現在の我が国の繁栄の礎を築いた方々でございます。また安心して暮らしていただけるように努めるべきものと考えております。この考えは、歴代内閣そして福田内閣の基本姿勢であることは言うまでもございません。

ところで、最近が高齢者の方々をねらい撃ちにした悪質商法が深刻化しております。こうした被害の防止と被害者の救済をするために有効な措置を早急に手当てするとの観点からも、今回の特定商取引法及び割賦販売法の改正案の御審議をお願いをしているところであります。

次に、悪質商法などの被害から消費者を守り、救う体制についてのお尋ねがございました。御指摘のとおり、消費者トラブルを未然に防ぐ

ことが重要であります。このため、法の厳正な執行による悪質事業者の排除を行うとともに、悪質商法の手口などについて高齢者の方々にも分かりやすい情報を届けられる体制整備に努めていかなければなりません。また、万一消費者の方々がトラブルに巻き込まれた場合には、すぐに相談をし、助言を得ることができるよう、地方自治体の相談窓口などの更なる充実を図ることも必要であります。こうした考え方は、福田総理が設置をされました消費者行政推進会議の取りまとめ素案においても反映されているところであります。

また、設立を検討しております消費者庁は、取引、安全、表示など、消費者の安全、安心にかかわる問題を幅広く所管し、法律や政策の執行、企画立案、総合調整、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔としての位置付け、消費者の利益の擁護及び増進を図っていくこととしていくわけでございます。

次に、ややダブりますが、消費者庁の創設についてお尋ねがございました。

生活者、消費者が主役となる社会の実現という福田内閣の最重要課題を実現するため、現在、政府は、先ほど申し上げました消費者行政推進会議とともに消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新しい組織の在り方について検討しているところでございます。

去る四月二十三日に開催した第六回推進会議では、福田総理から、消費者庁、まだ仮称でございますが、その創設に向けた基本的な考え方について御発言がありました。また、五月二十一日に開催した第七回推進会議では、佐々木座長から取りまとめに向けた素案が示されたところでございま

す。これらの中で、消費者庁は、取引、安全、表示など、消費者の安全、安心にかかわる問題を幅広く所管し、消費者行政全般についての司令塔としての位置付けをしているわけであります。

あわせて、消費者庁については、民間や他省庁からの専門家の活用など、消費者行政に関する幅広い専門性を持った人材を確保し、また育成をするともに、被害者救済のための新たな法的措置の検討を進めることといたしております。

今後、推進会議の取りまとめを受けまして、消費者がメリットを十分実感できるような消費者庁の創設に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、国家公務員制度改革基本法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。渡辺国務大臣。

(国務大臣渡辺喜美君登壇、拍手)

○国務大臣(渡辺喜美君) 国家公務員制度改革基本法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

行政に対する信頼を回復し、行政の運営を担う国家公務員が常に国民の立場に立つて職務を遂行することを徹底するためには、国家公務員制度の在り方を原点に立ち返って見直し、国家公務員の

意識を改革することが必要であります。

このため、政府は、国家公務員が、能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行できるよう、国家公務員制度改革を総合的に推進するため、本法案を提出する次第であります。

次に、法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国家公務員制度改革に係る基本理念を定め、国はこの基本理念にのっとり改革を推進する責務を有することとしております。また、政府は、本法案に定める基本方針に基づき改革を行うこととし、必要な措置については本法法の施行後五年以内を、必要となる法制上の措置については本法法の施行後三年以内を目途として講ずることとしております。

第二に、議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすため、政務に関し大臣を補佐する職を設けるとともに、これ以外の職員が国会議員に接触することに関し規律を設けること、幹部職員の任免は内閣総理大臣の承認を要するものとし、内閣人事庁は各大臣が人事を行うに当たって支援を行うものとする、幹部職員は内閣人事庁及び各府省に所属するものとする等、措置を講ずることとしております。

また、職員の育成、活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等の適切な人事管理を徹底するため、総合職試験の合格者からの採用と各府省への配置の調整、大臣が人事を行うに当たつての情報提供、助言等の支援等の事務を内閣人事庁において一元的に行うための措置を講ずることとしております。

第三に、多様な能力、経験を有する人材を登用、育成するため、採用試験を抜本的に見直し、新たな採用試験の種類を設けること、課長等の管理職員にふさわしい職員を育成するための仕組みを整備すること等の措置を講ずることとしております。

第四に、官民の人材交流を推進し、官民の人材の流動性を高めるため、人事交流について、透明性を確保しつつ、手続の簡素化及び対象の拡大等を行うこと等の措置を講ずることとしております。

第五に、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保、育成するため、国際対応に重点を置いた採用を行うための措置等を講ずることとしております。

第六に、職員の倫理の確立と信賞必罰の徹底のため、職業倫理を評価の基準として定める等の措置、懲戒処分について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置等を講ずることとしております。

第七に、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、職員の初任給の引上げ、職員的能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与及び退職手当の見直し等の措置等を講ずることとしております。

第八に、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、総合職試験の合格者からの採用と各府省への配置の調整等の事務を一元的に行う内閣人事庁を設置することとし、必要な法制上の措置をこの法律の施行後一年以内を目途として講ずるとともに、国の行政機関が国家公務員の人事行政に関し

て担っている機能を、必要な範囲で、内閣人事庁に移管することとしております。

第九に、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討することとしております。あわせて、地方公務員の労働基本権の在り方についても検討することとしております。

第十に、国家公務員制度改革推進本部を設置し、これらの改革を総合的に推進することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院におきまして一部修正が行われております。

第一に、国家公務員制度改革の基本理念として、男女共同参画社会の形成に資することを追加することとしております。

第二に、内閣による一元的な人事管理等について、議院内閣制の下での国家公務員の役割に関し政治主導を強化する旨を明記すること、政府は縦割り行政の弊害を排除するため内閣の人事管理機能を強化し並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう幹部職員又は管理職員を対象とした新たな制度を設ける等の措置を講ずること、総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整を行う旨の規定等を削除するとともに幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定等に関する規定等を追加することといたしてしております。

第三に、政務専門官を置く旨の規定及びその他

の職員の国会議員への接触制限に関する規定を削除するとともに、政府は、政官関係の透明化を含め、政策の立案等の各段階における責任の所在を明確化し、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するため、職員の国会議員との接触に関する記録の作成等及びその情報の適切な公開のために必要な措置を講ずること等の措置を講ずることとしております。

第四に、定年を段階的に六十五歳に引き上げることについて検討することとし、その際に検討すべき給与制度の例示として、高年齢である職員の給与の抑制を可能とする制度を規定することとしております。

第五に、内閣人事庁の設置に代えて、内閣官房の新たな事務を行わせるため、内閣官房に内閣人事局を置くこととしております。

第六に、労働基本権に関する規定を、政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解の下に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとするに改めることとしてしております。

以上が本法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。藤本祐司君。

(藤本祐司君登壇、拍手)

○藤本祐司君 民主党の藤本祐司です。会派を代表して、国家公務員制度改革基本法案について質問をいたします。

本法案は、五月九日に衆議院で審議が始まり、

今週、民主党と与党との間で修正案に合意いたしました。修正協議に御尽力をいただいた衆参の議員に敬意を表したいと思います。修正案には若干消化不良の面もありますが、与党の議員に對しましても、民主党の考えを、一〇〇％とは言いませんが、存分に取り入れてくださったことを評価いたします。

本日は、その修正法案を審議するわけでございますが、本法案はあくまでも閣法の修正案です。参議院規則等により、本会議では修正案の提案者には質問ができないことになっております。しかも、アフリカ開発会議の関係で総理も本会議に出席してもらえません。こうした制約条件の下での質問ですので、多少きこちなさがあるかと思いますが、町村内閣官房長官や渡辺公務員制度改革担当大臣がその点をカバーする分かりやすい答弁をしていただけると信じております。

まずは、渡辺大臣にお聞きします。難産の末に誕生させた政府提出法案が修正されたことに關しましてどのような感想をお持ちになりますでしょうか。率直にお答えください。

また、町村内閣官房長官が国民の立場というよりも官僚の立場に立っているため、本法案の成立に消極的であると受け取られるような報道を私は何度か目にしました。修正された法案が衆議院を通過し、参議院で審議されるに至った今、本法案の成立に向けての官房長官の本音をお聞かせください。

それでは、法案の中身の質問に入ります。

第一条には、国家公務員制度に関する政府の問題意識が書かれていると思います。社会情勢の変化に對した国家公務員制度を構築しなければなら

らないという問題意識です。つまり、変化が著しい社会経済の中、いわゆる官僚システムが機能しなくなつた、そのため、起業家精神あふれ、絶えず革新し続ける公共組織とシステムをつくるのが社会の要請となつていてと解釈ができると思います。言い換えれば、優秀な人材に国家公務員となるインセンティブを与えつつ、雇主である国民の立場に立つて国家のために能力を発揮できる環境を整備することが本法案の目的であると思います。

渡辺大臣にお聞きします。本法案が成立した場合、現在の霞が関はどのように変わるのでしょうか。

第五条では、政府案に「政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し」と、政治主導という言葉が追加されました。そもそも、議院内閣制であれば政治主導は当たり前なんです。最近、官僚内閣制という言葉をよく聞きます。官僚内閣制とは、

官僚から成る省庁の代理人が内閣を構成すると解釈ができます。言ってみれば、大臣が各省庁の代弁者であるという意味になります。修正案で政治主導という言葉が追加されたのは、議院内閣制であるはずの日本がいつの間にか官僚内閣制になつてしまつた、それを正しい方向に戻そうという意図があると私は思います。

官房長官は、この言葉を追加した意図は何だとお考えになりますでしょうか。

政府案では政官接触が制限されていました。恐らくイギリスを参考にされたのでしょう。イギリスの官僚は、不偏不党が最も大事だと考えて、政治家との関係には細心の注意を払つていふと言われています。しかし、修正案では政官接触の制限

条項が削除されています。我が国はイギリスなどのヨーロッパの先進諸国と比べて情報公開が遅れています。官僚の情報隠し、さらには公文書管理のお粗末さが日本の行政の大きな問題なんです。それゆえ、我が国では政治家ですら情報を入手することが困難です。特に野党に対しては、情報入手に際しては、時間は掛かるが露骨な情報隠ぺい工作はするわとひどいものです。

また、イギリスは成熟した議院内閣制の国であり、政治家が官僚をコントロールしています。それに比べ、さきに述べましたように、我が国は官僚内閣制であります。そのため、政治家と官僚との接触を制限すると、官僚に情報が集中してしまい、ますます官僚内閣制が強くなつてしまひます。それゆえ、政官の接触を制限する条項を削除したと推測します。

その代わりに、修正案では、官僚が政治家と接触した場合、記録を作成し、情報公開の対象とするとしてしました。より透明化を高めることによつて、政治家の口利きを抑制できるとの意図だと思ひます。しかし、これでは今の仕組みとほとんど変わらず、実効性には疑問が残るとの批判もあります。確かに、今の官僚と政治家が談合して接触したことを隠してしまえば、今と変わらない結果になつてしまうかもしれません。

渡辺大臣にお聞きします。政治家と官僚の接触を禁止することを主張されていた大臣ですが、禁止どころか制限条項も削除されたことについて、お考えをお述べください。また、修正案の実効性を高めるために努力していただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

さて、多くの国民は国家公務員の度重なる不祥

事に激しく怒つております。恐らく国民は、霞が関改革の中心は官僚の不祥事をなくし、税金の無駄遣いをなくすことだと考えているのではないのでしょうか。その不祥事の原因の一つが天下りです。天下りが税金の無駄遣いを助長することは国民はみんなが知つています。しかし、本法案には天下りについての規定はありません。政府は、官民人材交流センターを設置することで天下りを是正できると主張していますが、私はそうは思ひません。天下り問題に対する見解を渡辺大臣にお聞きします。

天下りの原因は、早期退職勧奨制度にあります。つまり、早期退職勧奨制度を廃止することが天下りの廃止につながるんです。本法案では、定年まで勤務できる環境を整備するとしており、修正案では一歩踏み込んで、定年を段階的に六十五歳に引き上げることを検討するとしています。引き上げると断定せずに、検討するにとどめたことは残念ではあります。

渡辺大臣にお聞きします。本法案に記されている定年まで勤務できる環境とは、どんな環境のことをいうのでしょうか。

現在、平均退職勧奨年齢は五十五・八歳です。平均ですから、四十代後半でいわゆる肩たたきに遭う公務員もいると思ひます。私も五十一歳です。で、そろそろ肩たたきに遭うころだと思ひます。

私は、年齢にかかわらず、働く意思と能力のある人材には、その能力を発揮し続けてもらうべきだと思ひています。特に、少子化、高齢化が進む日本において、高齢になつても十分に能力を発揮できる環境を整えることが大切です。このこと

は、民間だけではなく、公務員の世界も同じだと思ひます。

また、別の見方をすれば、年を取つてから公務員が民間に再就職するのは、能力の有効活用という点からも問題があるかもしれません。というのは、民でできない仕事を官がやつていふのですから、官で長年勤務して身に付けた能力は、行政や公務部門で発揮してもらうべきなんです。ほかでは使えない仕事の能力を特殊人的資本といひます。その特殊人的資本を身に付けた公務員が民間に転職しても、口利き以外の能力を発揮することはむしろ困難である場合が多いと思ひます。

官房長官に伺ひます。私は、今後、官民問わず生涯現役社会を構築するべきと考えますが、御見解を伺ひます。また、そのためには、早期退職勧奨制度を廃止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

我が国の国家公務員制度の人事における大きな特徴は、キャリア制度による幹部候補の固定化と横並び昇進です。現実には、人事権は各大臣ではなくて、各府省の事務方が決めた人事を大臣が追認して、最後は閣議決定するという手順になつていふます。つまり、各府省の官僚が人事を自律的に行ういわゆる仲間内人事となつていふます。政府案では、内閣人事庁を設置して人事管理を行うとしていひましたが、修正案では、内閣官房長官が人事を管理し、その事務を行うために、内閣官房に内閣人事局を置くことと修正されました。

官房長官にお聞きします。修正案で規定された内閣人事局を内閣官房内に設置する場合、どのような課題が想定され、どのような課題解決策が考えられるのでしょうか。

本法案では、現行のキャリア制度を廃止して新たな試験制度を実施するとしています。国家公務員試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の採用の試験区分をやめて、総合職、一般職、専門職試験に改めることとしています。また、新制度では幹部候補育成課程を設けることとしています。幹部候補育成課程における育成対象者を総合職試験合格者から選ぶとしたら、これまでのキャリア制度と実質的には何も変わらなくなってしまうのではないのでしょうか。

渡辺大臣にお尋ねします。新制度に移行した場合、幹部の固定化と横並び昇進は本当になくなるのでしょうか。なくなるとしたら、その理由をお答えください。

修正案では、幹部職の人事は内閣人事局が一元管理するものの、総合職の採用、配置には関与しないこととしています。今までは、公務員の採用は各府省で決定してきました。それが縦割り行政の弊害を生み、省益優先を招いたとの批判があります。

社会が複雑化している今、国家公務員にはこれまで以上に専門性が求められます。ただ、私は、新卒の試験合格者には専門性はさほど期待できないと考えます。大学を卒業しただけで専門性が身に付くほど、簡単には専門性は身に付くものではないんです。国家公務員に専門性が必要とされるならば、むしろ本人の意思を重視すべきです。好きこそ物の上手なれなのです。本人の希望を尊重しなければ、やる気のある優秀な人材が集まらなくなってしまう。やる気があればあるほど、また問題意識が強ければ強いほど、自分のやりたことをやれないかもしれない国家公務員には応募をしないケースが想定できるのではないのでしょうか。

しかし、そうはいっても、どこかの段階で、例えば採用後十年程度がたつてその府省の文化に染まってしまう、あるいは各府省の帰属意識が強くなる前に、内閣人事局で一括管理することにも必要だと思えます。渡辺大臣のお考えをお聞きます。

労働基本権の在り方については、本年二月に答申された公務員制度の総合的な改革に関する懇談会報告書と比べて政府案は後退していたような気がしました。修正案は政府案よりは一歩前進しているような印象を持ちますが、それでもまだ意味不明なあいまいな表現になっている部分もあると思えます。協約締結権の付与については、町村官房長官と渡辺大臣のお二人にそれぞれのお考えをお聞きたいと思えます。

本法案は、国家公務員制度を規定したものです。しかし同時に、政治家、特に閣僚の在り方を正す法案になっていると思えます。法案には議院内閣制の下とか、政治主導を意図させる表現が盛り込まれています。これらの言葉が法案に盛り込まれるということは、裏を返せば、これまでの長い間内閣を構成する政権政党がいかに政治主導でなかったのかを証明していることになりそうです。官僚言いの閣僚、与党政治家のトウの威を借りて省益を守ってきた官僚とその官僚に操られてきた政治家、質問作りでさえも官僚に任せる議員、そして官僚に書いてもらった原稿を棒読みする大臣等々、そんな閣僚や政治家に対する批判や自省そのものがこの法案なのではないのでしょうか。正直言って、私には本修正案でもまだ足りない

部分があります。しかし、初めの一步がなければ前へと進めません。その意味で、本法案は必要不可欠だと思えます。与野党を問わず、官僚内閣制を破壊して、議院内閣制へと近づいたための努力が必要だと思えますが、最も手っ取り早く効果的な方法は、実は政権が替わることであるということをおし上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）
（国務大臣渡辺喜美君登壇、拍手）
○国務大臣（渡辺喜美君） 藤本祐司議員にお答えをいたします。

政府提出法案が修正されたことについての感想についてのお尋ねであります。

私はかねて、今回の国家公務員制度改革は、官僚主導を取るか政治主導を取るかが最大の争点であり、多少の差異は乗り越えて、とにかく法案を成立をさせていただき、現状維持を許さないことが最も重要であると申し上げてまいりました。今回、与野党の垣根を越えて修正案がまとめられ、公務員制度改革の実現に向けて大きく前進することとなりました。このことは、我が国の在り方を変え重要な転換点として後世において必ず評価されることになると考えております。修正案をおまといいただいた関係者の皆様には、心から敬意を表する次第であります。

本法律案が成立した場合、現在の霞が関はどのように変わると期待しているかとお尋ねであります。

今回の改革においては、一人一人の職員が、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行するという姿こそが目指す国家公務員像であります。本法案が成立

した場合、官民の垣根や試験区分を越えて優秀な人材が登用され、また各省の壁を越えて国民のために働く公務員が育成、活用されるよう改革プログラムが設定されることになりました。

政官接触に係る条項の修正及び修正案の実効性についてのお尋ねであります。

現状においては、本来大臣を支えるべき公務員が、大臣の方針とは関係なく国会議員との折衝を行い、結果として政策決定における政治主導を損ない、官僚主導とも言われる状況を生み出しているとの指摘があります。今回、政官接触について規定を置いた趣旨は、こうした状況を是正し、政治主導を確立することにあります。

衆議院における修正では、接触に関する記録の作成、情報の適切な公開等の措置を講ずることが規定されましたが、こうした基本的な問題認識は共有されているものと理解をいたしております。いずれにせよ、基本法成立後、法律の趣旨に沿って実効性を十分に確保すべく制度設計を検討いたしてまいります。

天下り問題に対する見解についてのお尋ねがありました。

既に、昨年の通常国会において成立した国家公務員法等改正法において、各府省の天下りあつせんを禁止し、官民人材交流センターに再就職支援を一元化するなどの規制を導入をいたしております。加えて、今回の基本法案では、定年まで勤務できる環境の整備、定年の引上げや役職定年制の検討などにも取り組むべき旨を定めております。

これらの制度的な改革に加え、昨年の国家公務員法等改正法における能力・実績主義の導入による年次主義の打破や、今回の基本法案の一元管理に

よる各省割拠主義の打破は、天下りの背景ともなっている構造的な問題を解決するものであります。こうした方策により、天下りを抜本的に是正してまいります。

定年まで勤務できる環境についてお尋ねがありました。

平成十八年現在、退職者の総数に占める勸奨退職者の割合は二・七％となっており、望む者であっても必ずしも定年まで勤務することができない状況にあります。定年まで勤務することを望む者には定年まで勤務できるようにすることが基本と考えます。ただ、それに伴って人件費の増大がもたらされないよう、高齢職員の給与抑制を可能とする制度、役職定年制度、職種別定年制度なども併せて検討していく必要があると考えております。

新制度移行後、幹部の固定化と横並び昇進についてのお尋ねがありました。

今回の国家公務員制度改革の大きな柱の一つは、I種試験合格者が身分固定的に幹部候補となり、横並びで昇進するキャリア制度を廃止することにあります。このため、今回の基本法案では、現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、総合試験、一般職試験、専門職試験を設けるとともに、人事評価に基づく厳格な選抜と絞り込みを根本原則とする幹部候補育成課程を整備することといたしております。

これらに加え、さきの国家公務員法改正により導入された能力・実績主義を徹底することにより、採用試験の種類や採用年次にとらわれず、能力ある多様な人材が能力と実績の評価に基づいて幹部候補として育成され、幹部へと登用されるよ

うになり、現行のキャリア制度は廃止され、根本的に異なる仕組みができ上がるものと考えております。

内閣人事局での一括管理についてのお尋ねがありました。

各省割拠主義を打破し、各省の立場を超えて、政府全体の立場に立った視野を持つ人材を育成、活用することが今回の公務員制度改革の大きな柱の一つであります。このため、内閣の人事管理機能を強化する観点から、内閣人事局において幹部候補育成課程の段階から人事情報の一元管理を行うこととしております。

協約締結権についてのお尋ねがありました。

基本法案第十二条につきましては、専門調査会の報告が透明性の高い自律的な労使関係の重要性を指摘していること等を踏まえ、自公民三党の修正協議を経て、政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解の下に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとするところとあります。

具体的措置の在り方等については、基本法成立後、法律の趣旨に沿って検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇、拍手)

○国務大臣(町村信孝君) 藤本議員にお答えをいたします。

まず、私の公務員制度に関する誤った印象を正す観点も含めましてお答えを申し上げますけれども、公務員が国民全体の奉仕者として誇りを持って働くことは、いつの時代も変わらない重要な課題でございます。私もかつて国家公務員として十

三年間奉職をいたしました。国家のため、国民のため、連日連夜全力で働いたということを今でも誇りを持って思い出しております。

さて、今回の法案は、国家公務員一人一人がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度を総合的に改革していくということが法案第一条の目的に書かれているわけでございます。

こうした観点から、国家公務員がその本来の職責を十分果たしていくようにする上で大変重要な法案であると、かように考えます。福田総理も、また私自身も、その成立を強く期待しているものでございます。

次に、政治主導についてのお尋ねがございました。

今回の基本法案では、第二条第一号において、改革の理念として、議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすことを掲げているところであり、官僚に対する政治のコントロールを強化するという方向性を打ち出しております。もとより、このためには、議員一人一人の力量の向上というものが求められることは言うまでもないわけでございます。

衆議院の修正案提案者の趣旨説明におきまして、政治主導強化の方向性をより明確化するため、第五条第一項に、政治主導を強化との文言を追加するとともに、新設する国家戦略スタッフ及び政務スタッフを特別職の国家公務員とするとされておりました。私もそのように理解をしているところでございます。

次に、生涯現役社会の構築と早期退職勧奨の廃

止についてのお尋ねがございました。

少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれる中、高齢者の雇用の推進というものは経済社会の活力を維持する上で非常に重要な政策課題の一つであると考えております。このため、修正後の法案では、再任用制度の活用の拡大や定年の六十五歳への段階的引上げの検討等を行うとともに、早期退職慣行は正の観点から定年までの勤務できる環境整備を行うこととしているわけでございます。これらの方策によりまして、高齢の国家公務員の雇用の推進が図られていくものと考えております。

次に、事務当局の決めた人事を大臣が追認する仲間内人事というお話がございました。

大変失礼ながら、そうした決め付けは必ずしも正しくないと私は考えております。私のささやかな経験で申し上げますと、私は文部大臣、そして外務大臣を務めさせていただきました。その在任中に幹部人事も行った経験もございますけれども、確かに事務当局の意見というものは参考にはいたしましたけれども、人事案はすべて当時の大臣であった私の責任において決め、そして閣議に諮りをしたという記憶を明確に覚えております。その上で、内閣人事局についてのお尋ねがございました。

職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について適切な人事管理を徹底するため内閣官房にこの内閣人事局を設けるという修正案でございます。これによりまして、内閣の人事管理機能が強化され、各府省の立場を超えた、政府全体の立場に立った視野を持つ人材が育成、活用されることとなります。

内閣人事局の設置の詳細につきましては、基本法成立後速やかに検討されることとなりますが、いずれにしても基本法の趣旨を踏まえまして機能するものとなるように検討を進めなければなりません。

最後に、協約締結権についてのお尋ねがございました。

渡辺大臣の御答弁と同じでございます。基本法案の十二条に書かれてあるとおりでございますが、具体的な措置の在り方につきましては、基本法成立後、法律の趣旨に沿って検討を進めてまいりる考えでございます。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) 松村龍二君。

(松村龍二君登壇、拍手)

○松村龍二君 私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員制度改革基本法案について、内閣官房長官並びに公務員制度改革担当大臣に質問をいたします。

戦後、我が国は奇跡と言われるほどの目覚ましい発展を遂げました。この日本の経済成長や教育、福祉等の充実、国民の総力を結集した成果であるとともに、我が国の官僚制度がこれを支えてきたことは疑いようがありません。

しかし、国家公務員法が制定され六十年、我が国を取り巻く内外情勢が大きく変化し、グローバル化の中での国際間の激しい競争に国民がさらされる今日、これまでの官僚主導型の国家・社会システムでは我が国の持続的発展が困難になりつつあるのが現状であります。我が国の活力を増

大させるためには、時代環境の変化に即応し得る効率的、機動的な行政運営が必要であり、公務員制度、公の在り方についても不断の改革が求められているのであります。

また、防衛省守屋前事務次官の汚職事件を始め、相次ぐ不祥事案の発生や社会保険庁のルーズな年金問題対応などを受けて、国民の厳しい批判が寄せられております。国民の信頼回復のためには、省益あつて国益なしとの意見もある現状を根本から改め、官僚組織の再構築を図り、公務員個人の能力を最大限に開花させなければなりません。

そこでまず、今回の制度改革に踏み切ったいきさつ、改革へ向けた意欲について、担当大臣に伺ひかけます。またあわせて、あるべき公務員の姿について大臣は何かがお考えか、御披露願ひます。

さて、本法案に関しては、衆議院における与党と民主党との修正協議の結果、労働基本権の取扱ひを始め、幹部職員の任用や政官接触等に関して合意がなされ、昨日、衆議院で修正議決されました。これは、交渉の過程で、小異を捨てて大同に付いた与野党双方の姿勢はもとより、福田総理の強い指導力があつてこそその合意であつたと高く評価するものです。

そして、いよいよ本日、舞台が本院へと移りましたことを喜びたいと思います。衆参で第一党が異なり、いわゆるねじれ現象の中で、日銀総裁の同意人事やガソリン税をめぐる問題などから、国会は機能不全に陥っているのではないかという批判も見られます。しかし、公務員制度の抜本的改革へ向けた本法案については、党派の違いを乗り

越え、真に国益にかなつた議論が展開されるよう願ひうものであります。

次に、内閣人事局について伺ひます。縦割り行政の弊害を打破し、省益ではなく国益を優先する公務員を誕生させるためには、硬直化した人事制度を改めることが肝要です。そのため、今回、内閣人事局を設け、幹部職員等の人事管理を一元的に行うことは非常にエポックメイキングな改革と受け止めております。

特に、幹部職員の候補者名簿の作成等に関しては大きな争点の一つとなりました。政府原案では、各府省が名簿の原案を作成し、内閣人事局は候補者の適格性の審査を行う、また人事庁も必要に応じ候補者名簿を作成することができるといった規定が置かれていました。しかし、衆議院の修正により、幹部職員の任用については、官房長官がその適格性を審査し、候補者名簿の作成を行う、また、各大臣が人事を行うに当たっては、任免については総理及び官房長官と協議した上で行うとされたものであります。

このような経緯もありますが、今回の改革において内閣人事局新設の意義は非常に大きいと存じます。改めて内閣人事局の担う役割を伺うとともに、政府は幹部職員等の一元管理にどのように取り組まれるのか、内閣官房長官に伺ひます。

次に、今回の法案の柱の一つでありました政官接触規制について伺ひます。原案では、新設の政務専門官以外の職員が国会議員に接触することに関し大臣の指示を必要とするなど、いわゆる政官接触の集中管理の規定が定められておりました。衆議院において、この規定が削除される一方で、政官接触の記録の作成、そ

の情報の適切な公開等といった修正が行われております。

今回の改革の眼目は、国会議員に対して無原則に政策の根回しを行っている公務員の動きに歯止めを掛け、政治主導をしっかりと確立することにあると言われます。そこで、この修正を踏まえて、政と官の接触の在り方について担当大臣の御所見を伺ひます。

次に、キャリア制度の廃止について伺ひます。私事になりますが、昭和三十年代半ばから三十二年間、外務省、総理府、防衛庁への八年間の出向を挟み、警察庁に勤務し、この制度の得失についても経験いたしました。

本法案では、現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、総合職、一般職、専門職試験の区分を設ける規定が定められています。また、原案では、内閣人事局が総合職試験の合格者からの一括採用を行うといった規定がありましたが、これは衆議院修正で削除されました。

いずれにせよ、能力・実績評価に基づく厳格な選抜と絞り込みが行われず、結果的に、総合職試験の合格者の多くが現行のキャリアと同様に採用時の省庁の幹部をそのまま占めたものでは、改革がなされたとは言ひ難い状況となります。そこで、キャリア制度廃止の目的と、あわせて、今後、幹部任用の体系がどのように変わるのか、担当大臣にお尋ねいたします。

さて、変化の激しい時代に対応していくためには、公募制や官民人事交流などにより民間から有能な人材を登用することも有効な方策の一つです。

本法案では、総理を補佐する国家戦略スタッフ

の導入が盛り込まれていますが、政治主導の本格的な確立のためには、例えば局長級以上の幹部人事において政治任用を図ることも検討すべきと考えます。しかし、その一方で、外部人材を登用することが官民の癒着や情報漏えいにゆめゆめつながることなどのないよう、不祥事防止の手だてをしつかりと講じておくことも必要であると思えます。そこで、以上を踏まえ、外部からの人材登用について担当大臣の御所見を伺います。

さて、労働基本権をめぐることは、政府原案では、協約締結権について国民の理解が必要不可欠であることを勘案して検討する旨規定されておりましたが、これは、国民の理解の下に国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するとの文言に修正されました。

労働基本権に関しては、様々な議論が展開されていますが、その検討に当たっては国民の幅広い合意形成が必要であると考えます。そこで、政府は、今後、労働基本権についてどのように検討していくか、担当大臣の御所見を伺います。

以上、本法案の主な論点に絞って伺ってまいりましたが、公務員制度改革の目的は、公務員一人一人の意識変化を促しつつ、誇りと気概を持って公務に当たれるよう、機動性や柔軟性に富んだ政府機構をしつかりと構築するところにあると考えます。今回の基本法案はその一環であり、国会での成立を図り、改革の流れを確かなものとして、早急にその具体化を図っていくことが政治に求められているということを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣渡辺喜美君登壇、拍手)
○国務大臣(渡辺喜美君) 松村龍二議員にお答え

をいたします。
今回の公務員制度改革に踏み切ったいきさつ、改革に向けた意欲及びあるべき公務員の姿についてのお尋ねでございます。

御指摘のとおり、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変化の中で、公務員制度がこれに対応できていないというのが実情であります。このため、昨年、能力・実績主義の徹底、天下一規則の導入を柱とする国家公務員法の改正を行いました。さらに、今回の基本法案によって、国家公務員の人事制度全般についてパッケージとして改革を進めるものであります。

官僚主導体制や各省縦割り主義など、長年にわたり指摘されてきた悪弊を打破することは避けて通ることのできない課題であります。何としても改革を実現しなければならぬとの決意を持って本法案を提出いたしました。一人一人の職員がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行するという姿こそ、今回の改革で目指す国家公務員の姿であります。

政官接触の在り方についてお尋ねがありました。

現状においては、本来、大臣を支えるべき公務員が、大臣の方針とは関係なく国会議員との折衝を行い、結果として、政策決定における政治主導を損ない、官僚主導とも言われる状況を生み出しているとの指摘があります。今回、政官接触について規定を置いた趣旨は、こうした状況を是正し、政治主導を確立することであります。衆議院における修正では、接触に関する記録の作成、情報との適切な公開等の措置を講ずることが規定をさ

れましたが、こうした基本的な問題認識は共有されているものと理解をしております。いずれにせよ、基本法成立後、法律の趣旨に沿って制度設計を検討してまいります。

キャリア制度廃止の目的及び今後の幹部任用の体系についてのお尋ねがありました。

今回の国家公務員制度改革の大きな柱の一つは、I種試験合格者が身分固定的に幹部候補になるというキャリア制度を廃止することにあります。このため、今回の基本法案では、現行の採用試験の種類及び内容を抜本的に見直し、総合職試験、一般職試験、専門職試験を設けるとともに、人事評価に基づく厳格な選抜と絞り込みを根本原則とする幹部候補育成課程を整備することとしたしております。また、幹部職員の任用については、内閣官房長官がその適格性の審査及び候補者名簿の作成を行うとともに、各大臣が人事を行うに当たって、任免については内閣総理大臣及び内閣官房長官と協議した上で行うこととしたしております。

外部からの人材登用についてお尋ねがありました。

社会経済情勢の変化に迅速、的確に対応した行政を進めていくため、官と民がお互いの知識、経験を生かせるよう、官民の人事交流を抜本的に拡大していく必要があります。このような観点から、今回の基本法案では、国家戦略スタッフ等につき公募を活用するなど、国の行政機関の内外から人材を登用できるものとしたしております。また、内閣人事局は、公募に付する幹部職員等の職数について目標を設定することなどにより、公募による任用を推進することとしたしております。

す。さらに、官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直すこととしたしております。

なお、その際、官民癒着との疑念を抱かれることのないよう、当然ながら公務の中立性、公正性に十分留意すべきものと考えております。

労働基本権についてお尋ねがありました。

修正後の基本法第十二条では、政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解の下に国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとするとしております。国民の幅広い理解が必要であることは御指摘のとおりと考えます。具体的な措置の在り方等については、基本法成立後、法律の趣旨に沿って検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇、拍手)
○国務大臣(町村信孝君) 松村議員にお答えいたします。

内閣人事局の役割、幹部職員等の一元管理についてのお尋ねがございました。

内閣人事局は、法案の第五条第四項に規定をされているとおり、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、幹部職員等に係る各府省ごとの定数の設定及び改定、幹部職員の任用についての適格性の審査及び候補者名簿の作成、管理職員を任用する場合の選考に関する統一的な基準の作成及び運用の管理、幹部候補育成課程に関する統一的な基準の作成及び運用の管理等の事務を一元的に行うこととされております。
このような機能を持つ内閣人事局を内閣官房に

設け、内閣の人事管理機能を強化することにより、各府省の立場を超えて、政府全体の立場に立った視野を持つ人材を幹部職員として登用してまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(内閣委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。内閣委員長岡田広君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔岡田広君登壇、拍手〕

○岡田広君 た、いま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、世界の勢力地図に大きな変化が見られる中、我が国の国際競争力の低下が指摘されております。人口減少、少子高齢化がますます顕著となる我が国が、国際競争力を強化するとともに、豊かな国民生活を継続していくためには、科学技術を通じてイノベーションの創出が不可欠であります。

米国や中国を始め諸外国においては、既にイノベーションの創出による国際競争力の強化に向けた研究開発システムの改善のための法整備を行うとともに研究開発投資の拡大を活性化させてお

り、我が国が諸外国に後れを取ることは許されない状況にあります。

本法律案は、た、いま申し上げた状況に対処すべく、研究開発システムの改革を推進することにより、我が国全体の研究開発能力の強化及びイノベーションの創出を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の交流の促進等を行うことにより、研究開発等の推進を支える基盤を強化することとしております。

第二に、競争的資金の活用により、研究開発等に係る競争の促進を図ることとしております。

第三に、資源の柔軟かつ弾力的な配分、研究開発等の適切な評価などを行うことにより、国の資金により行われる研究開発等を効率的に推進することとしております。

第四に、研究開発施設等の共用の促進等を通じて、研究開発成果の普及、実用化を促進することとしております。

第五に、研究開発システム等の在り方に反映させるため、内外の動向等の調査研究を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

また、法施行後三年以内に、研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえて見直しを行うこととしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は内閣委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百十六
反対 七
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君 た、いま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであります。

委員会におきましては、法改正で導入されるオプトイン規制の効果、適切な執行確保のための体制整備とガイドラインの策定、迷惑メール対策における国際連携の強化、青少年の携帯電話利用の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 二百二十二
反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第三 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案 内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長吉田博美君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(吉田博美君登壇、拍手)

○吉田博美君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、安定的な海上輸送に必要な日本船舶の確保並びに船員の育成確保を図るため、国土交通大臣の策定する基本方針に基づき、船舶運航事業者等の作成による日本船舶・船員確保計画が認定された場合、同計画の実施に必要な課税特例等の支援のほか、船員の労働環境改善の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、日本籍船舶・船員が減少した理由とトン数標準税制導入等支援策による改善効果、国民に対する海事広報・教育の促進及び船員育成策の強化、航海命令制度の適正な運用等

について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百十六
反対 七
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 日程第四 保険法案

日程第五 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長遠山清彦君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(遠山清彦君登壇、拍手)

○遠山清彦君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、保険法案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代用語化するものであります。

次に、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、保険法の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備をするともに、所要の経過措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、保険法の適用範囲を共済に拡大する趣旨、保険法案第二十一条第一項の相当の期間の意義、保険契約の保険者からの不当な解除権の濫用防止手段、団体生命保険における被保険者の真摯な同意の確保方法等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行いました。

詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本

共産党の仁比委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 二百十五
反対 七
よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員

山下 芳生君 風間 直樹君
森田 高君 舟山 康江君
紙 智子君 轟木 利治君
横峯 良郎君 川崎 稔君
仁比 聡平君 室井 邦彦君
川上 義博君 松野 信夫君
青木 愛君 井上 哲士君
大門実紀史君 松岡 徹君
津田弥太郎君 犬塚 直史君
水岡 俊一君 藤本 祐司君
市田 忠義君 小池 晃君
松井 孝治君 鈴木 寛君
岩本 司君 藤田 幸久君
シシ・メルイ君 佐藤 公治君
櫻井 充君 内藤 正光君
浅尾慶一郎君 木俣 佳文君
一川 保夫君 増子 輝彦君
羽田雄一郎君 高橋 千秋君
田名部匡省君 千葉 景子君
前田 武志君 佐藤 泰介君
柳田 稔君 岡崎トミ子君
植松恵美子君 中谷 智司君
松浦 大悟君 平山 幸司君
梅村 聡君 大島九州男君
水戸 将史君 徳永 久志君
川合 孝典君 牧山ひろえ君
金子 恵美君 藤谷 光信君
加賀谷 健君 相原久美子君
藤原 良信君 大河原雅子君

谷岡 郁子君 那谷屋正義君
白 眞勲君 大久保 勉君
島田智哉子君 前川 清成君
尾立 源幸君 藤末 健三君
大石 尚子君 中村 哲治君
今野 東君 榛葉賀津也君
芝 博一君 小林 正夫君
柳澤 光美君 下田 敦子君
神本美恵子君 谷 博之君
藤原 正司君 小川 勝也君
池口 修次君 福山 哲郎君
山根 隆治君 円より子君
北澤 俊美君 峰崎 直樹君
直嶋 正行君 西岡 武夫君
築瀬 進君 奥石 東君
平田 健二君 工藤堅太郎君
吉川 沙織君 友近 聡朗君
外山 斎君 川田 龍平君
行田 邦子君 米長 晴信君
大久保潔重君 田中 康夫君
武内 則男君 姫井由美子君
亀井亜紀子君 長谷川大紋君
中山 恭子君 富岡由紀夫君
広田 一君 蓮 舫君
林 久美子君 長谷川憲正君
中川 雅治君 野村 哲郎君
島尻安伊子君 鈴木 陽悦君
加藤 敏幸君 主濱 了君
自見庄三郎君 衛藤 晟一君
山本 一太君 加治屋義人君
平野 達男君 辻 泰弘君
大塚 耕平君 森 ゆうこ君
亀井 郁夫君 松村 龍二君

市川 一朗君 谷川 秀善君
家西 悟君 長浜 博行君
高嶋 良充君 小川 敏夫君
郡司 彰君 藤井 孝男君
中曾根弘文君 松田 岩夫君
山本 順三君 萩原 健司君
小泉 昭男君 小池 正勝君
二之湯 智君 秋元 司君
義家 弘介君 塚田 一郎君
古川 俊治君 佐藤 正久君
丸川 珠代君 丸山 和也君
山田 俊男君 佐藤 信秋君
石井 眞一君 磯崎 陽輔君
石井 準一君 神取 忍君
末松 信介君 岸 信夫君
坂本由紀子君 川口 順子君
北川イツセイ君 河合 常則君
田村耕太郎君 橋本 聖子君
鶴保 庸介君 西島 英利君
椎名 一保君 岡田 直樹君
松村 祥史君 水落 敏栄君
中村 博彦君 加納 時男君
林 芳正君 脇 雅史君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
山内 俊夫君 伊達 忠一君
青木 幹雄君 鴻池 祥肇君
吉村剛太郎君 尾辻 秀久君
山崎 正昭君 佐藤 昭郎君
溝手 顕正君 南野知恵子君
山本 香苗君 澤 雄二君
森 まさこ君 谷合 正明君
山本 博司君 近藤 正道君
西田 昌司君 牧野たかお君

国務大臣

総務大臣 増田 寛也君
法務大臣 鳩山 邦夫君
経済産業大臣 甘利 明君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君
国務大臣 (内閣官房長官) 町村 信孝君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策)) 岸田 文雄君
国務大臣 渡辺 喜美君
副大臣 中野 正志君
大臣政務官 戸井田とおる君

大臣政務官

内閣府大臣政務官 戸井田とおる君

木原久義三 著
木村 則孝

大久保潔重君 米長 晴信君 弘友 和夫君	榛葉賀津也君 加賀谷 健君 谷合 正明君	環境委員 辞任 榛葉賀津也君 大久保潔重君	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律案(閣法第七〇号)
柳澤 光美君 舩添 要一君	鈴木 寛君 塚田 一郎君	補欠 鈴木 寛君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号) 児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)
辞任	補欠	白 眞勲君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
財政金融委員 辞任	木俣 佳丈君	補欠	国家公務員制度改革基本法案(閣法第七五号)
文教科学委員 辞任	森田 高君 鈴木 政二君	補欠 林 芳正君	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 学校安全対策基本法案(水岡俊一君外六名発議)
厚生労働委員 辞任	友近 聡朗君 白 眞勲君 水岡 俊一君	補欠 石井 一君 木俣 佳丈君 田名部匡省君	同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
農林水産委員 辞任	大河原雅子君 石井みどり君	補欠 森田 高君 岩城 光英君	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率性の推進等に関する法律案(内閣委員長提出)
経済産業委員 辞任	加賀谷 健君 谷合 正明君	補欠 米長 晴信君 弘友 和夫君	同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、西村智奈美君外二名提出)
国土交通委員 辞任	塚田 一郎君	補欠 舩添 要一君	同日委員長から次の報告書が提出された。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号) 審査報告書
田名部匡省君	補欠 水岡 俊一君	(閣法第三四号) 審査報告書	海上運送法及び船舶法の一部を改正する法律案
保険法案(閣法第六五号) 審査報告書 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第六六号) 審査報告書	同日議員から次の質問主意書が提出された。 中国からのパンダ貸与に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三二二号) 日米地位協定の運用に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一三三号) 静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三四号)	同日衆議院議長から、本院の返付した次の件は国会の承諾はなかつた旨の通知書を受領した。 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一) 平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一) 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二) 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)	目次 第一章 総則(第一条―第八条) 第二章 研究開発等の推進のための基盤の強化 第一節 科学技術に関する教育の水準の向上等(第九条―第十一条) 第二節 若年研究者等の能力の活用等(第十二条―第十四条) 第三節 人事交流の促進等(第十五条―第十八条) 第四節 国際交流の促進等(第十九条―第二十三条) 第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等(第二十四条) 第三章 競争の促進等(第二十五条―第二十七条) 第四章 国の資金により行われる研究開発等の効率性の推進等 第一節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等(第二十八条―第三十条) 第二節 研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化等(第三十一条―第三十三条) 第三節 研究開発等の適切な評価(第三十四条) 第五章 研究開発の実用化の促進等 第一節 研究開発施設等の共用の促進等(第三十五条―第三十七条) 第二節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等(第三十八條―第四十六條)

官 報 (号 外)

第六章 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等(第四十七条) 第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体並びに研究開発法人、大学等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項等を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験若しくは研究(以下単に「研究」という。)又は科学技術に関する開発をいう。 3 この法律において「研究開発能力」とは、研究開発等を行う能力をいう。	4 この法律において「研究開発システム」とは、研究開発等の推進のための基盤が整備され、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源(以下単に「科学技術の振興に必要な資源」という。)が投入されるとともに、研究開発が行われ、その成果の普及及び実用化が図られるまでの仕組み全般をいう。 5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することを含むものをいう。 6 この法律において「大学等」とは、大学及び大学共同利用機関をいう。 7 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち研究を行うもので政令で定めるものをいう。 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第八条の二に規定する機関 二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関 三 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方	支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関 四 特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。) 8 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人(以下単に「独立行政法人」という。)であつて、研究開発等、研究開発であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表に掲げるものをいう。 9 この法律において「国立大学法人等」とは、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。 10 この法律において「研究者等」とは、科学技術に関する研究者及び技術者(研究開発の補助を行う人材を含む。)をいう。 11 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。 一 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表(次号)において「別表第七」という。)の適用を受ける職員並びに同項の規定に基づき同法別表第六教育職俸給表(次号)において「別表第六」という。)の適用を受ける職員、同項の規定に基づき同法別表第八医療職俸給表(次号)において「別表第八」という。)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)	第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表(次号)において「任期付職員俸給表」という。)の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項又は第二項の規定に基づきこれらの規定に規定する俸給表(次号)において「任期付研究員俸給表」という。)の適用を受ける職員(第十四条第二項において「任期付研究員俸給表適用職員」という。) 二 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第四条第一項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき任期付職員俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第三十七条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員 三 特定独立行政法人に勤務する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員のうち研究を行う者として政令で定める者 (基本理念) 第三条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進は、研究開発等の推進のための基盤の強化を
---	--	---	--

図りつつ、科学技術の振興に必要な資源を確保するとともに、それが柔軟かつ弾力的に活用され、研究開発等を行う機関(以下「研究開発機関」という。)及び研究者等が、これまでの研究開発の成果の集積を最大限に活用しながら、その研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができるようにすることにより、我が国における科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図ることを旨として、行われなければならない。

2 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進は、科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第二条に規定する科学技術の振興に関する方針にのっとり、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(研究開発法人等の責務等)

第六条 研究開発法人、大学等及び事業者は、基本理念にのっとり、その研究開発能力の強化及

び研究開発等の効率的推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する施策で大学等に係るものを策定し、及び実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

(連携の強化)

第七条 国は、国、地方公共団体、研究開発法人、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 研究開発等の推進のための基盤の強化

第一節 科学技術に関する教育の水準の向上等

第九条 国は、科学技術に関する教育の水準の向上及び卓越した研究者等の育成が研究開発能力の強化に極めて重要であることにかんがみ、科学技術に関する教育に従事する教員の能力の向

上、科学技術に関する教育における研究者等の活用等による科学技術に関する教育の水準の向上を図るとともに、先導的な科学技術に関する教育への支援その他の卓越した研究者等の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(科学技術経営に関する知識の習得の促進等)

第十条 国は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究者等の科学技術経営(研究開発の成果を資金、設備その他の資源と組み合わせ有効に活用するとともに、将来の活用の内容を展望して研究開発を計画的に展開することという。)に関する知識の習得の促進並びに研究者等が研究開発の内容及び成果の有用性等に関する説明を行う能力の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(技能及び知識の有効な活用及び継承)

第十一条 国は、研究者等(研究者等であつた者を含む。)の有する技能及び知識の有効な活用及び継承が研究開発能力の強化に極めて重要であることにかんがみ、その技能及び知識の有効な活用及び継承を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二節 若年研究者等の能力の活用等

(若年研究者等の能力の活用)

第十二条 国は、研究開発等の推進における若年者、女性及び外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)である研究者等(以下「若年研究者等」という。)の能力の活用が研究開発能力の強化に極めて重要であることにかんがみ、国の資金(国から研究開発法人に提供された資金その他の国の資金に由来する資金を含む。以下同じ。)により行われる研究開発等の推進にお

ける若年研究者等の能力の活用を図るとともに、研究開発法人、大学等及び事業者による若年研究者等の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用を図るよう努めるものとする。

(卓越した研究者等の確保)

第十三条 国は、アジア地域その他の地域の経済の発展等により、卓越した研究者等の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、海外の地域からの卓越した研究者等の円滑な招へいを不当に阻害する要因の解消その他の卓越した研究者等の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、海外の地域における卓越した研究者等の処遇等を勘案し、必要に応じて、卓越した研究者等の給与について他の職員の給与水準と比較して必要な優遇措置を講ずること等により、卓越した研究者等の確保に努めるものとする。

(外国人の研究公務員への任用)

第十四条 国家公務員法第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。以下「任命権者」という。)は、外国人を研究公務員(第二条第十一項第二号に規定する者を除く。)に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

- 一 試験研究機関等の長である職員
- 二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究

機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員(第二条第十一項第一号及び第三号に規定する者)(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項に規定する任期付職員並びに任期付研究員俸給表適用職員及び同号に規定する者のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)に限る。第十六条において同じ。)に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。

第三節 人事交流の促進等

(人事交流の促進)

第十五条 国は、研究開発等に係る人事交流の促進により、研究者等の研究開発能力の強化等を図るため、研究開発法人と国立大学法人等との間の人事交流の促進その他の研究開発等に係る人事交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、必要に応じて、その研究者等が事業者と共にその研究開発の成果の実用化を行うための休暇制度を導入すること、その研究者等が研究開発法人と国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間についてそれぞれの法人における在職期間を通算すること、その研究者等に退職金の金額に相当する

金額を分割してあらかじめ毎年又は毎月給付することその他の研究開発等に係る人事交流の促進のための措置を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずること等により、その研究開発等に係る人事交流の促進に努めるものとする。

(研究公務員の任期を定めた採用)

第十六条 任命権者は、国家公務員法に基づく人事院規則の定めるところにより、研究公務員の採用について任期を定めることができる。ただし、第十四条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)

第十七条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国(当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この条において同じ。)と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2 前項の規定は、研究公務員が国以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(研究集会への参加)

第十八条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加(その準備行為その他の研究集会に関連する事務への参加を含む。)を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に関する国と国以外の者との間の交流及び特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

第四節 国際交流の促進等

(国際的に卓越した研究開発等の拠点の整備、充実等)

第十九条 国は、国際的視点に立つた研究開発能力の強化を図るため、国の資金により行われる研究開発等の実施における卓越した外国人の研究者等の招へい、国際的に卓越した研究開発等に係る環境の整備、一の研究開発等における多数の研究開発機関の研究者等の能力の活用その他の国際的に卓越した研究開発等を行う拠点の整備、充実等に必要の施策を講ずるものとする。

(国際的な交流を促進するに当たつての配慮)

第二十条 国は、国の資金により行われる研究開

発等に関し国際的な交流を促進するに当たつては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持並びに我が国の国際競争力の維持について配慮しなければならない。

(国の行う国際共同研究に係る特許発明等の実施)

第二十一条 国は、外国若しくは外国の公的団体又は国際機関と共同して行った研究(基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第四条に規定する基盤技術に関する試験研究を除く。)の成果に係る国の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者のその他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

(国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第二十二条 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公的団体又は国際機関(第三号において「外国法人等」という。)とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 当該成果に係る特許権若しくは実用新案権又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

二 当該成果に係る特許権又は実用新案権のう

ち政令で定めるものが国と国以外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国以外の者のその特許発明又は登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三 当該成果に係る国有の特許権又は実用新案権のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めること。

(国の行う国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄)

第二十三条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者(以下この条において「外国等」という。)に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄することができる。

一 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により生じた国有の施設、設備、機械器具及び資材の滅失又は損傷に関する外国等に対する国の損害賠償の請求権

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項又は防衛省の職員の給与等に関する法律第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に関し、国が国家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八

条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。)に基づき補償を行ったことにより国家公務員災害補償法第六条第一項の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。)に基づき取得した外国等に対する損害賠償の請求権

第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等

第二十四条 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針(以下この条において「人材活用等に関する方針」という。)を作成しなければならぬ。

2 人材活用等に関する方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項
- 二 卓越した研究者等の確保に関する事項
- 三 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項
- 四 その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項

3 研究開発法人は、人材活用等に関する方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 研究開発法人は、人材活用等に関する方針に基づき、その人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化を図るものとする。

5 国立大学法人等は、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しつつ、必要に応じて、前各項の規定による研究開発法人の人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化に準じ、その人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化を図るよう努めるものとする。

第三章 競争の促進等

(競争の促進)

第二十五条 国は、研究開発等に係る競争の促進を図るため、国の資金により行われる研究開発における公募型研究開発(国の資金により行われる研究開発であつて公募によるものをいう。以下同じ。)の更なる活用その他の研究開発機関相互間及び研究者等相互間の公正な競争の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(公募型研究開発に係る資金の統一的使用の基準の整備)

第二十六条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、異なる種類の公募型研究開発に係る資金について、可能な限り、統一的な使用の基準の整備を行うものとする。

(独立行政法人への業務の移管等)

第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管するものとする。

2 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、可能な限り、数年度にわたり研究開発を行わせる契

約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。

第四章 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進等

第一節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等

(科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等)

第二十八条 国は、研究開発能力の強化を図るため、科学技術に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際的な水準等を踏まえ、効率性に配慮しつつ、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分を行うものとする。

2 国は、前項の場合において、我が国の経済社会の存立の基盤をなす科学技術については、長期的な観点からその育成及び水準の向上を図るとともに、科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならない。

3 国は、第一項の場合において、公募型研究開発とそれ以外の国の資金により行われる研究開発のそれぞれの役割を踏まえ、これらについて調和のとれた科学技術の振興に必要な資源の配分を行うこと等により、これらが互いに補充して、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

(会計の制度の適切な活用等)

第二十九条 国、研究開発法人及び国立大学法人等は、国の資金により行われる研究開発等の効率的推進を図るため、国の資金により行われる

研究開発等において、研究開発等に係る経費を翌年度に繰り越して使用することその他の会計の制度の適切な活用を図るとともに、その経理事務の合理化を図るよう努めるものとする。

(国の資金の不正な使用の防止)

第三十条 国は、研究開発等に係る国の資金の不正な使用の防止が国の資金により行われる研究開発等の効率の推進に極めて重要であることにかんがみ、その防止のための体制の強化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二節 研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化等

(事業者等からの資金の受入れの促進等)

第三十一条 国は、研究開発法人及び大学等の事業者との連携を通じた研究開発能力の強化並びにこれらの経営努力の促進を図るため、事業者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等に関し事業者から提供される資金その他の事業者等からの資金(国の資金であるものを除く。以下この条において単に「事業者等からの資金」という。)により行われる研究開発等が国の資金により行われる研究開発等とあいつてこれらの研究開発能力の強化に資するものとなるよう配慮しつつ、これらによる事業者等からの資金の受入れ及び事業者等からの資金により行われる研究開発等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その研究開発等について、事業者等からの資金により行われる研究開発等が国の資金により行われる研究開発等とあいつてその研究開発能力の強化に資するものとなるよう配慮しつつ、事業者等からの

資金の受入れ及び事業者等からの資金により行われる研究開発等の推進に努めるものとする。

(研究開発法人の自律性、柔軟性及び競争性の向上等)

第三十二条 国は、研究開発法人が研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率の推進並びにイノベーションの創出のための極めて重要な基盤となつてゐること、研究開発法人における卓越した研究者等の確保が著しく重要になつてゐること等にかんがみ、研究開発法人について、その運営の効率化を図りつつ、柔軟かつ弾力的に科学技術の振興に必要な資源の確保を図るとともに、その自律性、柔軟性及び競争性の更なる向上並びに国の資金により行われる研究開発等の推進におけるその能力の積極的な活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、大学等が研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率の推進並びにイノベーションの創出のための極めて重要な基盤となつてゐること、大学等における卓越した研究者等の確保が著しく重要になつてゐること等にかんがみ、大学等について、柔軟かつ弾力的に科学技術の振興に必要な資源の確保を図るとともに、国の資金により行われる研究開発等の推進におけるその能力の積極的な活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の運用上の配慮)

第三十三条 研究開発法人の研究者に係る簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第五

十三条第一項の規定の運用に当たつては、同法の基本理念にのっとり研究開発法人の運営の効率化を図りつつ、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率の推進を図られるよう配慮しなければならない。

第三節 研究開発等の適切な評価

第三十四条 国は、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価が研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率の推進に極めて重要であることにかんがみ、研究者等の事務負担が過重なものとならないよう配慮しつつ、国の資金により行われる研究開発等の適切な評価を行い、その結果を科学技術の振興に必要な資源の配分の在り方その他の国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるものとする。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、その研究者等の事務負担が過重なものとならないよう配慮しつつ、その研究開発等及びその研究者等の研究開発能力等の適切な評価を行うよう努めるものとする。

第五章 研究開発の成果の実用化の促進等

第一節 研究開発施設等の共用の促進等

(研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進)

第三十五条 国は、研究開発に係る施設及び設備(以下この条において「研究開発施設等」という。)の共用並びに研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの(以下この条において「知的基盤」という。)の供用の促進を図るため、国、研究開発法人及び国立大学法人等が保有す

る研究開発施設等及び知的基盤のうち研究者等の利用に供するものについて、研究者等が当該研究開発施設等及び知的基盤を利用するために必要な情報の提供その他の当該研究開発施設等及び知的基盤を広く研究者等の利用に供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、その保有する研究開発施設等及び知的基盤のうち研究者等の利用に供するものについて、可能な限り、広く研究者等の利用に供するよう努めるものとする。

(国有施設等の使用)

第三十六条 国は、事業者の研究開発能力の強化等を図るため、政令で定めるところにより、国が現に行つてゐる研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率の推進に特に有益である研究を行う者に対し、その者がその研究のために試験研究機関等その他の政令で定める国の機関の固有の試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果を国に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該試験研究施設の使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

2 国は、事業者の研究開発能力の強化等を図るため、政令で定めるところにより、国以外の者であつて、試験研究機関等その他の政令で定める国の機関と共同して行う研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものに対し、その者が当該施設において行つた研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該施設の

用に供する土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(国有施設等の使用に関する条件の特例)

第三十七条 国の行政機関の長は、試験研究機関等その他の政令で定める国の機関のうち、その所管するものであつて当該国の機関が行う特定の分野に関する研究に係る状況が次の各号のいずれにも適合するものを、官報で公示するものとする。

一 当該国の機関において当該特定分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。

二 当該国の機関を中核として、その周辺に当該国の機関が行う当該特定分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。

2 中核的研究機関(前項の規定により公示された国の機関をいう。)に対する前条の規定の適用については、同条第一項中「国が」とあるのは「中核的研究機関が」と、「密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である」とあるのは「関連する」と、「試験研究機関等その他の政令で定める国の機関」とあるのは「中核的研究機関」と、「提供する」とあるのは「提供し、又は中核的研究機関の国有の試験研究施設を使用して行った研究の成果を国に報告する」と、同条第二項中「試験研究機関等その他の政令で定める国の機関と共同して行う研究」とあるのは「中核的研究機関と共同して行う研究」とある。

中核的研究機関が現に行つてゐる研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究又は中核的研究機関が行つた研究の成果を活用する研究」と、「提供する」とあるのは「提供し、又は当該施設において行つた研究の成果を国に報告する」とする。

第二節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等
(研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消)

第三十八条 国は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、これらを不当に阻害する要因の調査を行い、その結果に基づき、規制の見直しその他の当該要因の解消に必要な施策を講ずるものとする。

(国の資金により行われる研究開発に係る収入及び設備その他の物品の有効な活用)

第三十九条 国は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図る等のため、国の資金により行われる研究開発に係る収入及び設備その他の物品の取扱いについて、これらが、当該研究開発の成果の実用化及び更なる研究開発の推進に有効に活用されるよう配慮するものとする。

(特許制度の国際的な調和の実現等)

第四十条 国は、特許制度の国際的な調和が研究開発の成果の適切な保護を図るために極めて重要であることにかんがみ、特許制度の国際的な調和の実現を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、事業者が研究開発の成果に係る知的財産権を行使して、正当な利益を確保すること

が、その研究開発能力の強化に極めて重要であることにかんがみ、国際的な連携に配慮しつつ、知的財産権を侵害する事犯の取締りを行うことその他の方法により知的財産権が安定的に保護されるための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発等の効率的推進を図るため、その研究開発において特許に関する情報の活用を努めるものとする。

(研究開発の成果の国外流出の防止)

第四十一条 国は、研究開発の成果の適切な保護を図るため、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努めるものとする。

(国際標準への適切な対応)

第四十二条 国は、研究開発の成果に係る国際的な標準(以下この条において「国際標準」という。)への適切な対応が研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に極めて重要であることにかんがみ、国際標準に関する啓発及び知識の普及、国際標準に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他の国際標準への適切な対応に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、必要に応じて、国際標準に関する専門的知識を有する

人材を確保し及び育成すること、その研究開発の成果に係る仕様等を国際標準とすること、その研究開発等の推進において国際標準を積極的に活用することその他の国際標準への適切な対応に努めるものとする。

(未利用成果の積極的な活用)

第四十三条 国は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、国、研究開発法人、大学等及び事業者の研究開発の成果のうち、活用されていないもの(次項において「未利用成果」という。)について、その積極的な活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、未利用成果の積極的な活用を努めるものとする。

(中小企業者その他の事業者の革新的な研究開発の促進等)

第四十四条 国は、中小企業者その他の事業者が研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進並びにイノベーションの創出に極めて重要な役割を果たすものであることにかんがみ、その革新的な研究開発の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、研究開発法人又は国立大学法人等を当事者の一方とする契約で役務の給付又は物件の納入に対し当該研究開発法人又は国立大学法人等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、革新的な研究開発を行う中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(研究開発等を支援するための事業の振興)

第四十五条 国は、研究開発等を支援するための事業を行う者が研究開発等の効率的推進に極めて重要な役割を果たすものであることに鑑み、当該事業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与)

第四十六条 国は、国以外の者から委託を受けて行った研究の成果に係る国の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該国以外の者に譲与することができる。

第六章 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等

第四十七条 国は、研究開発システムの改革に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際的な水準、研究開発等に係る費用と便益の比較その他の方法による異なる分野の研究開発等の重要性の比較、国の資金により行われる研究開発等のイノベーションの創出への影響並びに新しい新規性を有し又は著しく創造的な分野を対象とする研究開発であつてその成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のあるもの及び社会科学又は経営管理方法への自然科学の応用に関する研究開発の推進の在り方について、調査研究を行い、その結果を研究開発システム及び国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるものとする。

第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求

第四十八条 主務大臣(独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。)は、同法第一条第一項に規定す

る個別法に基づき、主務大臣が研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができるもののほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があるとき又は災害その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 研究開発法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応じなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定はこの法律の公布の日又は独立行政法人気象研究所法(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日から、附則第八条の規定はこの法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(研究交流促進法の廃止)

第二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の研究交流促進法(以下「旧法」という。)(第六条を除く。以下この条において同じ。)又は旧法に基づく命令の規定によりした処分、手続そ

の他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第六条第一項に規定する共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法第四十三条の規定により休職にされた旧法第二条第三項に規定する研究公務員については、旧法第六条の規定は、なおその効力を有する。

第五条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、第三十七条第一項の規定によりされた公示とみなす。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年以内に、更なる研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進の観点からの研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、研究開発システムの改革に関する内外の動向の変化等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人気象研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人気象研究所法の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十三条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律

第 号)の一部を次のように改正する。
別表中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 独立行政法人気象研究所

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第八条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十九条の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表中第三十三号を第三十九号とし、第七号から第三十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の六号を加える。

十七 独立行政法人国立がん研究センター

十八 独立行政法人国立循環器病研究セン

ター

十九 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

二十 独立行政法人国立国際医療研究セン

ター

二十一 独立行政法人国立成育医療研究センター

二十二 独立行政法人国立長寿医療研究センター

別表(第二条関係)

- 一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 二 独立行政法人情報通信研究機構
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立科学博物館
- 五 独立行政法人物質・材料研究機構
- 六 独立行政法人防災科学技術研究所
- 七 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 八 独立行政法人科学技術振興機構
- 九 独立行政法人日本学術振興会
- 十 独立行政法人理化学研究所
- 十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 独立行政法人海洋研究開発機構
- 十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 十四 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- 十五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
- 十六 独立行政法人医薬基盤研究所
- 十七 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 十八 独立行政法人農業生物資源研究所
- 十九 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十一 独立行政法人森林総合研究所
- 二十二 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十三 独立行政法人産業技術総合研究所
- 二十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 二十五 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 二十六 独立行政法人土木研究所

- 二十七 独立行政法人建築研究所
- 二十八 独立行政法人交通安全環境研究所
- 二十九 独立行政法人海上技術安全研究所
- 三十 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 三十一 独立行政法人電子航法研究所
- 三十二 独立行政法人国立環境研究所

審査報告書

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十九日

総務委員長 高嶋 良充
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、海外発の迷惑メールが急増している現状にかんがみ、迷惑メール対策については、諸外国と十分連携・協調して実施するとともに、迷惑メールの撲滅に向けて、国際的な取組において先導的な役割を果たすこと。

二、本法制定以来、法律違反に対する措置命令、摘発の事例が少ないことから、関係省庁と緊密に連携を取り、必要な対応を行うこと。また、電気通信事業者等関係者との密接な協力体制を構築し、官民一体となつた実効性のある迷惑メール対策に取り組むこと。

三、迷惑メールは、電気通信事業者の設備に過度の負担を与え、そのために設備の増強等経済的負担を強いっていることから、電気通信事業者に対して技術支援等必要な措置を講ずること。

四、一層巧妙化・悪質化する迷惑メールに対処するため、本法の効果について、迷惑メールの実態調査を実施するなど適宜検証し、適切な見直しを行うこと。なお、見直しに当たっては表現の自由や営業活動の自由に与える影響に十分配慮すること。

五、迷惑メールによる被害は、受信者側が正しい知識をもつて対応することにより、ある程度回避することが期待できることから、受信者側の対応策についても、引き続き、国民に周知徹底を図ること。特に青少年が迷惑メールを通じて犯罪に巻き込まれる事案も発生していることから、青少年のメディア・リテラシーの向上に一層取り組むこと。

右決議する。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十五日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十二条」に、「第三十一条―第三十五条」を「第三十三条―第三十八条」に改める。

第二条第一号中「次条において」を「以下」に改め、同条第二号中「次に掲げる者以外の者に対し」を削り、「電子メールの送信」の下に「(国内にある電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。))からの送信又は国内にある電気通信設備への送信に限る。以下同じ。)」を加え、同号イからハまでを削る。

第四条を削る。

第三条中「次の事項」を「次に掲げる事項(前条第三項ただし書の総務省令で定める場合において、第二条に掲げる事項を除く。)」に改め、同条

官 報 (号 外)

第一号を削り、同条第二号中「当該送信者の下に」(「当該電子メールの送信につき送信委託者がいる場合は、当該送信者又は当該送信委託者のうち当該送信に責任を有する者」)を加え、「及び住所」を削り、同条を同条第一号とし、同条第三号中「次条」を「前条第三項本文」に改め、「当該送信者の」を削り、「電子メールアドレス」の下に「又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの」を加え、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を第四号とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

(特定電子メールの送信の制限)

第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。

一 あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者(電子メールの送信を委託した者(営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。))をいう。以下同じ。)に対し通知した者

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人(個人にあつては、営業を営む者に限る。)

前項第一号の通知を受けた者は、総務省令で

定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあつたこと又は送信をすることに同意があつたことを証する記録を保存しなければならない。

3 送信者は、第一項各号に掲げる者から総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨)の通知を受けたとき(送信委託者がその通知を受けたときを含む。)は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

第五条を削る。

第六条中「自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として」を削り、「電子メールの送信を」を「特定電子メールの送信を」に改め、同条第二号中「(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)」を削り、同条を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第六条 送信者は、自己又は他人の営業のために多数の電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしてはならない。

第七条中「架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール若しくは送信者情報を偽つた電子メール」を「送信者情報を偽つた電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール」に改める。

しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール」に改め、「当該送信者」の下に「これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者」を加える。

第八条第一項中「又は送信者情報を偽つた電子メール」を削り、「第四条又は第六条」を「から第五条まで」に、「電子メールの送信」を「特定電子メールの送信」に改め、同条第二項中「第五条」を「第六条」に改める。

第十条第一項中「架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽つた電子メール」を「送信者情報を偽つた電子メール又は架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール」に改める。

第十一条中「電気通信事業者は」の下に「、送信者情報を偽つた電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるとき」を加える。

第二十二條第一項中「第三十五条」を「第三十八条」に改める。

第二十八條第一項中「送信者」の下に「若しくは送信委託者」を加える。

第三十五条を第三十八条とする。

第三十四条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定」に改める。

定」に、「又は人に対して、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑

二 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

第三十四条を第三十七条とする。

第三十三條第三号中「第二十八條第一項若しくは第二項」を「第二十八條第二項」に、「これら」を「同項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二條第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同条第二号中「命令」の下に「第三条第二項の規定による記録の保存に係るものを除く。」を加え、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定による命令(第三条第二項の規定による記録の保存に係るものに限る。)に違反した者

二 第二十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条を第三十三条とする。

第四章中第三十条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とし、第二十八條の次に次の二条を加える。

(送信者に関する情報の提供の求め)

第二十九条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者その他の者であつて、電子メールアドレス又は電気通信設備

を識別するための文字、番号、記号その他の符号(特定電子メール等の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示されたもの又は特定電子メール等の送受信のために用いられたもののうち送信者に関するものに限る。)を使用する権利を付与したことから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報の提供を求めることができる。

(外国執行当局への情報提供)

第三十条 総務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報(当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 総務大臣は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目

的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないものであるとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 総務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(特定電子メールの送信についての同意等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際既に特定電子メール(この法律による改正後の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(以下この条及び次条において「新法」という。)第二条第二号に規定する特定電子メールをいう。以下この条において同じ。)の送信者(新法第二条第二号に規定する送信者をいう。以下この条において同じ。)又は送信委託者(新法第三条第一項第一号に規定する送信委託者をいう。以下この条において同じ。)に対し、その送信を求める旨又はその送信

をすることに同意する旨の通知をしている者は、新法第三条第一項第一号に掲げる者とみなす。

2 この法律の施行の際既に自己の電子メールアドレス(新法第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。)を送信者又は送信委託者に対し通知している者は、新法第三条第一項第二号に掲げる者とみなす。

3 この法律の施行の際既に送信者又は送信委託者にされている通知であつて特定電子メールの送信をしないように求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨)のものは、新法第三条第三項に規定する通知とみなす。

(措置命令に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第七条の規定によりした命令(新法中相当する規定のある旧法の規定に係るものに限る。)は、新法第七条の規定によりした命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年以内に、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案

しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十九日

国土交通委員長 吉田 博美

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における船舶運航事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例等の支援措置等について定めるとともに、船員の労働環境の改善のための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行のため、平成二十年度一般会計予算(国土交通省所管)に計上されている船員雇用促進対策事業費補助金約九千九百万円の一部が充当される。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、日本船舶・船員確保計画の認定状況やトン数標準税制の適用状況を継続的に把握し、その効果を検証するとともに、船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。

二、昨今の海難事故にかんがみ、我が国海運のより一層の安全性を確保する観点から、国際的にも評価される我が国船員を育成・確保するため、教育訓練システムの充実・改善の具体化並びに、事業者への指導を強化すること。

三、外航に拡大された航海命令制度については、発動基準を明確にするほか、船員の安全確保策等について関係者の理解が得られるよう、適切かつ十分な検討を加えること。

右決議する。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年五月二十二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

（海上運送法の一部改正）

第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を削り、「第四章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）」を「第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条―第三十九条の四）業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条第一項中「本邦の各港間の航海であつて、当該」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国土交通大臣は、前項の規定による命令を行うに当たつては、当該命令により航海に従事する船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を当該船舶の船長に交付しなければならない。

第三十四条から第三十九条までを削る。

第五十条第二十一号及び第二十二号中「含む。」の下に「又は第三十九条の四第一項」を加える。

第五十二条中「第四十四条の二」を「第三十九条第一項又は第四十四条の二」に改める。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とする。

第三十三条の次に次の一章を加える。

第四章 日本船舶及び船員の確保（基本方針）

第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他これらに関連する措置（以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必要な事項

3 基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。

4 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（日本船舶・船員確保計画）

第三十五条 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、日本船舶及び船員の確保についての計画（以下「日本船舶・船員確保計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 日本船舶・船員確保計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

な事項

一 日本船舶及び船員の確保の目標

二 日本船舶及び船員の確保の内容

三 計画期間

四 日本船舶及び船員の確保の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶

船・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)に係る日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 計画期間が国土交通省令で定める期間であること。

四 船員職業安定法第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、当該事業を実施する者が同法第五十六条各号(同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を要するものにあつては、同法第五十六条第四号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、当該事業の内容が同法第五十七条第三項各号に掲げる基準に適合すること。

五 第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、当該特例の適用を受けようとする者が対外船舶運航事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。以下同じ。)を営む者であり、かつ、前項第一号に掲げる日本船舶及び船員の確保の目標として同項第三号に掲げる計画期間における同条に規定

する日本船舶の隻数の増加の割合が記載されたものであつて、当該割合が国土交通省令で定める割合以上のものであること。

4 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 船員職業安定法第百五条(第二号及び第四号を除く。)の規定は、第三項の認定(第四項を受けようとする者のうち、当該認定を受けることによつて次条の規定により同法第五十五条第一項の許可又は同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けたものとみなされることとなる者について準用する。(船員職業安定法の特例)

第三十六条 船舶運航事業者等がその日本船舶・船員確保計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該日本船舶・船員確保計画に基づき実施する船員派遣事業についての船員職業安定法第五十五条第一項の許可若しくは同法第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受け、又は同法第六十一条第一項の規定による変更の届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは許可の有効期間の更新を受け、又は変更の届出をしたものとみなす。

(資金の確保等)

第三十七条 国は、認定事業者が第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画(以下「認定計画」という。)に従つて日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(課税の特例)

第三十八条 認定事業者(第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして日本船舶・船員確保計画の認定を受けた者に限る。次条第一項において同じ。)が日本船舶(安定的な海上輸送の確保に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の船舶に限る。同条において同じ。)を用いて営む対外船舶運航事業等(対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業(対外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は対外船舶運航事業に係る運航の委託をする船舶貸渡業をいう。同項において同じ。))その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。)に係る所得については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(日本船舶の譲渡等の届出)

第三十九条 認定事業者が、対外船舶運航事業又は対外船舶貸渡業の用に供する日本船舶について、譲渡、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者への貸渡し又はこれらに類する行為として国土交通省令で定めるものをしようとするときは、その日の二十日前までに、国土

交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る日本船舶が第四十四条の二に規定する国際船舶であるときは、同条の規定による届出をすることを要しない。

(勧告及び認定の取消し)

第三十九条の二 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定計画に従つて日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定事業者が当該勧告に従ひ必要な措置を講じなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

(関係者の協力)

第三十九条の三 国土交通大臣、船舶運航事業者等及びその組織する団体並びに独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構その他の船員教育機関は、日本船舶及び船員の確保に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十九条の四 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定事業者に対して、認定計画の実施状況について報告をさ

せ、又はその職員に、認定事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(船員法の一部改正)

第二条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

六 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十

七号)第二十六条第三項に規定する証明書第三十二条の見出し中「労働条件」を「労働条件等」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第二十六条第一項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は船員に対してその旨を明示しなければならない。

第六十四条の前の見出し中「時間外及び補償休日」を「時間外、補償休日及び休息時間」に改め、同条第一項中「第六十二条第一項」の下に「若しくは第六十五条の三」を、「補償休日」の下に「若しくは休息時間」を加える。

第六十四条の二に次の三項を加える。

国土交通大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度その他の必要な事項について、船員の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

第一項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものであるようにしなければならない。

国土交通大臣は、第二項の基準に関し、第一項の協定をする船舶所有者及び労働組合又は船員の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第六十五条の二第二項中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(休息時間)

第六十五条の三 船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分割して海員に与えてはならない。

船舶所有者は、前項に規定する休息時間を一日について二回に分割して海員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を六時間以上としなければならない。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(通常配置表)

第六十六条の二 船長は、第十二条から第十四条までに規定する場合その他非常の場合以外の通常の場合における海員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。

第六十七条の見出し中「備置き」を「備置き等」に改め、同条第一項中「補償休日」の下に「休

息時間」を加え、「前条」を「第六十六条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

船長は、国土交通省令で定めるところにより、海員に対し、前項の帳簿の写しを交付しなければならない。

第八十三条第一項ただし書及び同条第二項を削る。

第八十六条第一項ただし書中「これと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させる」を「午前零時から午前五時までの間を含む連続した九時間の休息をさせる」に改める。

第八十八条の二の二第三項中「第六十六条及び第六十七条第一項」を「第六十五条の三、第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項」に改め、「第六十五条の二第二項」の下に「第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「第八十八条の二の二第一項の規定」とを加え、「第八十八条の二の二第二項」を「同項」に改め、「準用する前項」との下に「同条第三項中「第一項」にあるのは「第八十八条の二の二第三項において準用する」とあるのは「第六十六条中「第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の二の国土交通省令の規定」とあるのは「第八十八条の二の二第一項の規定」とを加え、「補償休日及び前条」を「補償休日、休息時間及び第六十六条」に改め、「割増手当」とあるのは「の下に「休息時間及び」を加え、「準用する前条の割増手当」を「準用する第六十六条の割増手当」と、同条第二項中「前

項」とあるのは「第八十八条の二の二第三項において準用する前項」に改める。

第八十八条の三第四項中「前条」を「第六十六条」に、「準用する前条の割増手当」を「準用する第六十六条の割増手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十八条の三第四項において準用する前項」に改める。

第一百三十条中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第二項」に改める。

第二百二十条の二中「第三章第四節」を「第三章第五節」に改める。

第二百二十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又は第五十五条」を「第五十五条、第六十六条の二又は第六十七条第二項(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む)」に改める。

第三百三十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中若しくは第二項を削り、同条第三号中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に改める。

第三百三十六条を附則第一条とする。
第三百三十七条及び第三百三十八条を削る。
第三百三十九条を附則第二条とする。
第四百四十条から第四百四十七条までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中船員法第六十四条の二に三項を加える改正規定及び附則第三条第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)が国土交通省設置法等の一部を改正する法律平成二十年法律第 号の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の海上運送法(以下「新海上運送法」という。)第三十五条第三項の規定の適用については、同項中「交通政策審議会」とあるのは、「船員中央労働委員会」とする。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、第二条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。)第六十四条第一項、第六十七条第一項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第八十三条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、施行日から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、なお従前の例による。

第四項 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新海上運送法及び新船員法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(船員職業安定法の一部改正)

第六条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条の三(新船員法第八十八条の二の二第三項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二及び第六十七条第二項(新船員法第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

3 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む船員については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、同条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月を経過する日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、新船員法第六十四条の二第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十四条の二第二項に、「第六十七条第二項」を「第六十五条の三(同法第八十八条の二の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十七条第三項に、「同条及び」を「同項及び」に改め、同条第八項中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第二項」に改める。

第九十二条第一項中「とあり、同条第二項中「使用してはならない」を削る。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十八ただし書中「及び第六十八条の四十三(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)」を、「第五十九条の二、第六十八条の四十三(同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。))及び第六十八条の六十二の二」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 鉱業所得の課税の特例(第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三節の二 沖縄の認定法人の課税の特例(第五十九号)を「第三節 鉱業所得の特例(第六十号)」を「第三節の二 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十号)」に改める。

課税の特例(第五十八号・第五十九号)を「第三節の二 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十号)」に改める。

額の特例(第五十九号の二)に、「第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八号の六十一・第六十八号の六十二)」を「第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八号の六十一・第六十八号の六十二)」に改める。

三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例(第六十八号の六十一・第六十八号の六十二)」を「第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の特例(第六十八号の六十一・第六十八号の六十二)」に改める。

十八号の六十一・第六十八号の六十二)日本船舶による収入金額の課税の特例(第六十八号の六十二の二)」に改める。

第三章第三節の二を同章第三節の三とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

第五十九号の二 青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画(以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。))について同条第三項第五号(同条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる基準に適合するものとして同条第三項又は第四項の認定(同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。第五項において「計画の認定」という。))を受けた同法第三十四条第二項第三号に規定する船舶運航事業者等(日本船舶・同法第三十八条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。))を用いて対外船舶運航事業(同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。))を営むものに限る。に該当するものが、当該認定を受けた日本船舶・船員確保計画(同法第三十五条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定計画」という。))に記載された計画期間(同法第三十五条第二項第三号に掲

ける計画期間をいう。第三項及び第五項において同じ。内の日を含む各事業年度終了の時に於いて当該認定計画に従つて同法第三十四条第一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該満たない部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。	する事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む連結事業年度において第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。	適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第一項又は前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。	て同じ。を用いて対外船舶運航事業（同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。）を営むものに限る。に該当するものが、当該認定を受けた日本船舶・船員確保計画（同法第三十五条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定計画」という。）に記載された計画期間（同法第三十五条第二項第三号に掲げる計画期間をいう。第三項及び第五項において同じ。）内の日を含む各連結事業年度終了の時に於いて当該認定計画に従つて同法第三十四条第一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該連結事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額は、当該連結事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、当該連結事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、当該満たない部分の金額は、当該連結事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。
一 当該法人の当該事業年度における日本船舶を用いた対外船舶運航事業等（海上運送法第三十八条に規定する対外船舶運航事業等をいう。）による収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額 二 当該法人の当該事業年度における日本船舶の純トン数（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第六条に規定する純トン数をいう。）に応じた利益の金額として政令で定める金額 2 前項の規定は、同項に規定する法人が、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに、財務省令で定める事項を記載した届出書に同項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。 3 前項の規定は、同項に規定する法人が、第一項の規定の適用に係る認定計画の計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようと	5 認定計画に記載された計画期間内の日を含む各事業年度（当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該計画期間内の日を含む各連結事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）において第一項の規定の適用を受けた法人（当該適用対象年度において第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けた連結親法人又は連結子法人に限る。）に該当するものを含むが、海上運送法第三十九条の二第二項の規定によりその認定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、当該認定計画につき第六十八条の六十二の二第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、当該認定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 6 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の	第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 第六十八条の六十二の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に海上運送法第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画（以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。）について同条第三項第五号（同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するものとして同条第三項又は第四項の認定（同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。第五項において「計画の認定」という。）を受けた同法第三十四条第二項第三号に規定する船舶運航事業者等（日本船舶（同法第三十八条に規定する日本船舶をいう。以下この項におい	一 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における日本船舶を用いた対外船舶運航事業等（海上運送法第三十八条に規定する対外船舶運航事業等をいう。）による収入金額に係る連結所得の金額として政令で定める金額 二 当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における日本船舶の純トン数（船舶のトン数の測定に関する法律第六条に規定する純トン数をいう。）に応じた利益の金額として政令で定める金額

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人

が、その適用を受けようとする最初の連結事業年度開始の日の前日までに、財務省令で定める事項を記載した届出書(次項において「届出書」という。)に前項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める書類(次項において「書類等」という。)を添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

3 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が、第一項の規定の適用に係る認定計画の計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む事業年度において第五十九条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けている連結親法人又はその連結子法人に係る届出書及び書類等の提出については、適用しない。

4 第一項の規定の適用を受ける連結親法人は、その適用を受ける各連結事業年度の連結確定申告書等に同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

5 認定計画に記載された計画期間内の日を含む各連結事業年度(当該認定計画に記載された計画期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該計画期間内の日を含む各事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。)において第一項の規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人(当該適用に係る計画の認定を受けた連結

親法人又は連結子法人に限り、当該適用対象年度において第五十九条の二第一項の規定の適用を受けたものを含む。)が、海上運送法第三十九条の二第二項の規定によりその認定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該適用対象年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該認定計画につき第五十九条の二第二項の規定により損金の額に算入された金額)の合計額は、当該認定を取り消された日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれるものとし、第一項又は前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する連結所得等の金額に含まれないものとする。

7 第二項から第四項まで及び前項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における連結利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条の二第一項中「(昭和二十四年法律第百八十七号)」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百三十七号中 百三十七 船員派遣事業の許可

百三十七 船員派遣事業の許可

(注) 海上運送法第三十六条(船員職業安定法の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。

に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第百二十一条の二並びに第百四十七条」を並びに第百二十一条の二に改め、「とあり、及び同条第二項中「使用してはならない」と及び「同項中「前項但書の場合」とあるのは「前項ただし書の場合(当該船員労働供給が第一条第一項に規定する船舶に係るものである場合を除く。)」とを削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「(昭和四十五年法律第七十一号)」の下に「海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)」を加える。

第十五条第一項中「(昭和二十四年法律第百八十七号)」を削る。

(国土交通省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十二条 施行日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国土交通省設置法第四十三条第四号の規定の適用について

では、同号中「及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」とあるのは、「船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)及び海上運送法」とする。

審査報告書

保険法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十九日

法務委員長 遠山 清彦

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代用語化するものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

官 報 (号 外)

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保険給付の履行期に関して、保険者による支払拒絶事由等の調査及び支払いの可否に関する回答が迅速かつ適正に行われるべき体制を確保すること。

二 保険法第二十一条第一項、第五十二条第一項及び第八十一条第一項における「相当の期間」に関しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約にあつては三十日、生命保険契約にあつては五日、傷害疾病定額保険にあつては三十日の各期限が「相当の期間」の一つの目安となることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しないこと。

三 重大事由による解除（保険法第三十条第三号、第五十七条第三号及び第八十六条第三号）に関しては、保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たつては、第三十条第一号若しくは第二号等に抵触する趣旨のものであることを確認すること。また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること。

四 約款は保険者により一方的に作成されるもの

であり、複雑・難解であること並びに多様化した商品の内容及び保険事故に関する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等が生じないよう、約款の作成又は認可に当たり充分に留意すること。また、約款の認可、監督に当たつては、恣意的に運用されることのないよう、指針をより明確にすること。

五 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるように努めること。また、他人の生命の保険契約については、被保険者の保護にもとる事態が生ずることのないよう十分に留意すること。

六 告知に関する規定を含め多くの片面的強行規定を設けるなどして保険契約者等を保護するために保険法が制定されたという立法趣旨が保険者に遵守されるようにするため、必要に応じこのような立法趣旨を踏まえて監督基準の見直しを行い、また、当該立法趣旨や遺言による保険金受取人の変更などの新たに設けられた制度の内容が消費者に十分認識されるよう、周知を徹底すること。

七 保険法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法律であつて、組織法や監督法の一元化を図るものではないことを確認すること。
右決議する。

保険法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月三十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

保険法案

保険法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	
第二章 損害保険	
第一節 成立(第三条―第七条)	
第一節 効力(第八条―第十二条)	
第二節 保険給付(第十三条―第二十六条)	
第三節 終了(第二十七条―第三十三条)	
第四節 傷害疾病損害保険の特則(第三十四条―第三十五条)	
第五節 適用除外(第三十六条)	
第三章 生命保険	
第一節 成立(第三十七条―第四十一条)	
第一節 効力(第四十二条―第四十九条)	
第二節 保険給付(第五十条―第五十三条)	
第三節 終了(第五十四条―第六十五条)	
第四章 傷害疾病定額保険	
第一節 成立(第六十六条―第七十条)	
第一節 効力(第七十一条―第七十八条)	
第二節 保険給付(第七十九条―第八十二条)	
第三節 終了(第八十三条―第九十四条)	
第五章 雑則(第九十五条・第九十六条)	
附則	

第一章 総則

(趣旨)

第一条 保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約 保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付(生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあつては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。)を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料共済掛金を含む。以下同じ。を支払うことを約する契約をいう。

二 保険者 保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者をいう。

三 保険契約者 保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいう。

四 被保険者 次のイからハまでに掲げる保険契約の区分に応じ、当該イからハまでに定める者をいう。

イ 損害保険契約 損害保険契約によりてん補することとされる損害を受ける者

ロ 生命保険契約 その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者

ハ 傷害疾病定額保険契約 その者の傷害又は疾病(以下「傷害疾病」という。)に基づき保険者が保険給付を行うこととなる者

五 保険金受取人 保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるものをいう。 六 損害保険契約 保険契約のうち、保険者が一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約するものをいう。 七 傷害疾病損害保険契約 損害保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病によつて生ずることのある損害(当該傷害疾病が生じた者が受けるものに限る)をてん補することを約するものをいう。 八 生命保険契約 保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に關し一定の保険給付を行うことを約するもの(傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く)をいう。 九 傷害疾病定額保険契約 保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものをいう。	の告知をしなければならない。 (通知及保険) 第五條 損害保険契約を締結する前に発生した保険事故(損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然の事故として当該損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の申込み又はその承諾をした時に於いて、当該保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。 2 損害保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者又は被保険者が当該損害保険契約の申込みをした時に於いて、当該保険者が保険事故が発生してないことを知っていたときは、無効とする。 (損害保険契約の締結時の書面交付) 第六條 保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。	一 保険者の氏名又は名称 二 被保険者の氏名又は名称 三 被保険者の氏名又は名称その他の被保険者を特定するために必要な事項 四 保険事故 五 その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間 六 保険金額(保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。又は保険金額の定めがないときはその旨) 七 保険の目的物(保険事故によつて損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)があるときは、これを特定するために必要な事項 八 第九條ただし書に規定する約定保険価額があるときは、その約定保険価額 九 保険料及びその支払の方法 第十條 第二十九條第一項第一号の通知をすべき旨 十一 損害保険契約を締結した年月日 十二 書面を作成した年月日 2 前項の書面には、保険者(法人その他の団体)にあつては、その代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。 (強行規定) 第七條 第四條の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第五條第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。	第二節 効力 (第三者のためにする損害保険契約) 第八條 被保険者が損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、当然に当該損害保険契約の利益を享受する。 (超過保険) 第九條 損害保険契約の締結の時に於いて保険金額が保険の目的物の価額(以下この章において「保険価額」という。)を超えていたことにつき保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかつたときは、保険契約者は、その超過部分について、当該損害保険契約を取り消すことができる。ただし、保険価額について約定した一定の価額(以下この章において「約定保険価額」という。)があるときは、この限りでない。 (保険価額の減少) 第十條 損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かつて、保険金額又は約定保険価額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができる。 (危険の減少) 第十一條 損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かつて、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。 (強行規定) 第十二條 第八條の規定に反する特約で被保険者に不利なもの及び第九條本文又は前二條の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。 第三節 保険給付 (損害の発生及び拡大の防止) 第十三條 保険契約者及び被保険者は、保険事故が発生したことを知つたときは、これによる損害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。 (損害発生時の通知) 第十四條 保険契約者又は被保険者は、保険事故
---	---	--	---

平成二十年五月三十日 参議院會議録第二十三号

保険法案

による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しななければならない。

(損害発生後の保険の目的物の滅失)

第十五条 保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害をてん補しなければならぬ。

(火災保険契約による損害をてん補の特則)

第十六条 火災を保険事故とする損害保険契約の保険者は、保険事故が発生していないときであつても、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によつて保険の目的物に生じた損害をてん補しなければならない。

(保険者の免責)

第十七条 保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によつて生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他の変乱によつて生じた損害についても、同様とする。

2 責任保険契約(損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによつて生ずることのある損害をてん補するものをいう。以下同じ。)に関する前項の規定の適用については、同項中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

(損害額の算定)

第十八条 損害保険契約によりてん補すべき損害の額(以下この章において「てん補損害額」という。)は、その損害が生じた地及び時における価額によつて算定する。

2 約定保険価額があるときは、てん補損害額

は、当該約定保険価額によつて算定する。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によつて算定する。

(一部保険)

第十九条 保険金額が保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に満たないときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補損害額に乘じて得た額とする。

(重複保険)

第二十条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなつている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額(前条に規定する場合にあつては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額)について、保険給付を行う義務を負う。

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額(各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。)を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分(他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乘じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

(保険給付の履行期)

第二十一条 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、保険事故、てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(責任保険契約についての先取特権)

第二十二条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押

さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用は、保険者の負担とする。

一 てん補損害額の算定に必要な費用
二 第十三条の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であつた費用

2 第十九条の規定は、前項第二号に掲げる費用の額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「第二十三条第一項第二号に掲げる費用の額」と読み替えるものとする。

(残存物代位)

第二十四条 保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険給付を行つたときは、当該保険給付の額の保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関して被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する。

(請求権代位)

第二十五条 保険者は、保険給付を行つたときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権(債務の不履行そ

他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。 一 当該被保険者が行つた保険給付の額 二 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額） 2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち被保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る被保険者の債権に先立つて弁済を受ける権利を有する。 （強行規定） 第二十六条 第十五条、第二十一条第一項若しくは第三項又は前二条の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。 第四節 終了 （保険契約者による解除） 第二十七条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができる。 （告知義務違反による解除） 第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。 2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができる。	一 損害保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。 二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。 三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。 3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。 4 第一項の規定による解除権は、被保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。 （危険増加による解除） 第二十九条 損害保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第三十一条第二項第二号において同じ。）が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に変更するとならば当該損害保険契約を継続することができるときであっても、保険者は、	次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、当該損害保険契約を解除することができる。 一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められていること。 二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。 2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「損害保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替へるものとする。 （重大事由による解除） 第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。 一 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。 二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。 三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由 （解除の効力） 第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向	かつてのみその効力を生ずる。 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。 一 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。 二 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。 三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害 （保険料の返還の制限） 第三十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。 一 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合 二 損害保険契約が第五条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて当該損害保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。 （強行規定） 第三十三条 第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に
---	--	---	---

官 報 (号 外)

不利なものは、無効とする。

2 前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第五節 傷害疾病損害保険の特則

(被保険者による解除請求)

第三十四条 被保険者が傷害疾病損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約者との間に別段の合意がある場合を除き、当該傷害疾病損害保険契約を解除することを請求することができる。

2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病損害保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該傷害疾病損害保険契約を解除することができる。

（傷害疾病損害保険契約に関する読替え）

第三十五条 傷害疾病損害保険契約における第一節から前節までの規定の適用については、第五
条第一項、第十四条、第二十一条第三項及び第
二十六条中「被保険者」とあるのは「被保険者（被
保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する
傷害疾病損害保険契約にあつては、その相続
人）」と、第五条第一項中「保険事故が発生して
いる」とあるのは「保険事故による損害が生じて
いる」と、同条第二項中「保険事故が発生してい
ない」とあるのは「保険事故による損害が生じて
いない」と、第十七条第一項、第三十条及び第
三十二条第一号中「被保険者」とあるのは「被保
険者（被保険者の死亡によつて生ずる損害をて
ん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、被
保険者又はその相続人）」と、第二十五条第一項

中「被保険者が」とあるのは「被保険者（被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、その相続人。以下この条において同じ。）が」と、第三十二条第二号中「保険事故の発生」とあるのは「保険事故による損害が生じていること」と、第三十三条第一項中「第三十条又は第三十一条」とあるのは「又は第三十一条」と、「不利なもの」とあるのは「不利なもの及び第三十条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者（被保険者の死亡によつて生ずる損害をてん補する傷害疾病損害保険契約にあつては、被保険者又はその相続人に不利なものは」とする。

第六節 適用除外

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百

第十五条第一項に規定する海上保険契約

二 航空機若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

三 原子力施設を保険の目的物とする損害保険

契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約(傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。)

第三章 生命保險

第一節 成立

(告知義務)

第三十七条 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故（被保険者の死亡又は一定の時点における生存をいう。以下この章において同じ。）の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求め得るもの（第五十五条第一項及び第五十六条第一項において「告知事項」という。）について、事実上の告知をしなければならない。

(被保険者の同意)

第三十八条 生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。）は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(溯及保險)

第三十九条 死亡保険契約を締結する前に発生した保険事故に関し保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は保険金受取人が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。

死亡保険契約の申込みの時より前に

2 死亡保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故に關し保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該死亡保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知つていたときは、無効とする。

(生命保険契約の締結時の書面交付)

第四十条 保険者は、生命保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 保険者の氏名又は名称

二 保険契約者の氏名又は名称

三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するため必要な事項

四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項

六 その期間内に保険事故が発生した場合に保険給付を行うものとして生命保険契約で定める期間

七 保険給付の額及びその方法

八 保険料及びその支払の方法

九 第五十六条第一項第一号の通知をすべき旨

が定められているときは、その旨

十 生命保険契約を締結した

2 前項の書面には、保険者（法人その他の団体）にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第四十一条 第三十七条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものと及び第三十九条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

（第三者のためにする生命保険契約）
第四十二条 保険金受取人が生命保険契約の当事

者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を發した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

(遺言による保険金受取人の変更)

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することができ。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に對抗することができない。

(保険金受取人の変更についての被保険者の同意)

第四十五条 死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(保険金受取人の死亡)

第四十六条 保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)

第四十七条 死亡保険契約に基づき保険給付を請

求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定(保険事故が発生した後にされたものを除く。)は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

(危険の減少)

第四十八条 生命保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(強行規定)

第四十九条 第四十二条の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第三節 保険給付

(被保険者の死亡の通知)

第五十条 死亡保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を發しななければならない。

(保険者の免責)

第五十一条 死亡保険契約の保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、被保険者を故意に死亡させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任については、この限りでない。

- 一 被保険者が自殺をしたとき。
- 二 保険契約者が被保険者を故意に死亡させたとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 三 保険金受取人が被保険者を故意に死亡させたとき(前二号に掲げる場合を除く。)

たとき(前二号に掲げる場合を除く。)
四 戦争その他の変乱によつて被保険者が死亡したとき。

(保険給付の履行期)

第五十二条 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日以後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(強行規定)

第五十三条 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。

第四節 終了

(保険契約者による解除)

第五十四条 保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

(告知義務違反による解除)

第五十五条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失に

より事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、生命保険契約を解除することができる。

一 生命保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。

二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。生命保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(危険増加による解除)

第五十六条 生命保険契約の締結後に危険増加(告知事項についての危険が高くなり、生命保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第五十九条第二項第二号において同じ。)が生じた場合において、保険料を当該危険増加に対応した額に

変更するとならば当該生命保険契約を継続することができるときであつても、保険者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該生命保険契約を解除することができる。

一 当該危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者又は被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該生命保険契約で定められていること。

二 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前号の通知をしなかつたこと。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「生命保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替へるものとする。

(重大事由による解除)

第五十七条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約(第一号の場合にあつては、死亡保険契約に限る。)を解除することができる。

一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。

二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する

信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由

(被保険者による解除請求)

第五十八条 死亡保険契約の被保険者が当該死亡保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該死亡保険契約を解除することを請求することができる。

一 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合

二 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該死亡保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

三 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第三十八条の同意をするに当たつて基礎とした事情が著しく変更した場合

2 保険契約者は、前項の規定により死亡保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該死亡保険契約を解除することができる。

(解除の効力)

第五十九条 生命保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により生命保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める保険事故に関し保険給付を行う責任を負わない。

一 第五十五条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

二 第五十六条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については、この限りでない。

三 第五十七条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故

(契約当事者以外の者による解除の効力等)

第六十条 差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約(第六十三条に規定する保険料積立金があるものに限る。次項及び次条第一項において同じ。)の当事者以外の者で当該死亡保険契約の解除をすることができるもの(次項及び第六十二条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。

2 保険金受取人(前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日に当該死亡保険契約の解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及び

その旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払うべき金銭の支払をしたものとみなす。

第六十一条 死亡保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押さえた債権者が前条第一項に規定する通知をした場合において、同条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができる。

2 前項の通知があつた場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。

3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。

4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない。

第六十二条 第六十条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同

条第二項の規定により当該解除の効力が生じないこととなるまでの間に保険事故が発生したことににより保険者が保険給付を行うべきときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。

2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。

(保険料積立金の払戻し)

第六十三条 保険者は、次に掲げる事由により生命保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時における保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。

一 第五十一条各号(第二号を除く。)に規定する事由

二 保険者の責任が開始する前における第五十四条又は第五十八条第二項の規定による解除

三 第五十六条第一項の規定による解除

四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該生命保険契約の失効

(保険料の返還の制限)

第六十四条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として生命保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 死亡保険契約が第三十九条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が保険事故の発生を知つて当該死亡保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

(強行規定)

第六十五条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。

一 第五十五条第一項から第三項まで又は第五十六条第一項 保険契約者又は被保険者

二 第五十七条又は第五十九条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人

三 前二条 保険契約者

第四章 傷害疾病定額保険

第一節 成立

(告知義務)

第六十六条 保険契約者又は被保険者になる者は、傷害疾病定額保険契約の締結に際し、給付事由(傷害疾病による治療、死亡その他の保険給付を行う要件として傷害疾病定額保険契約で定める事由をいう。以下この章において同じ。)の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの(第八十四条第一項及び第八十五条第一項において「告知事項」という。)について、事実の告知をしなければならない。

(被保険者の同意)

第六十七条 傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。

(遡及保険)

第六十八条 傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が既に給付事由が発生していることを知つていたときは、無効とする。

2 傷害疾病定額保険契約の申込みの時より前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込みをした時において、当該保険者が給付事由が発生していないことを知つていたときは、無効とする。

(傷害疾病定額保険契約の締結時の書面交付)

第六十九条 保険者は、傷害疾病定額保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 保険者の氏名又は名称
二 保険契約者の氏名又は名称

三 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

四 保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項

五 給付事由

六 その期間内に傷害疾病又は給付事由が発生した場合に保険給付を行うものとして傷害疾病定額保険契約で定める期間

七 保険給付の額及びその方法

八 保険料及びその支払の方法

九 第八十五条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十 傷害疾病定額保険契約を締結した年月日

十一 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあつては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

(強行規定)

第七十条 第六十六条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第六十八条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。

第二節 効力

(第三者のためにする傷害疾病定額保険契約)

第七十一条 保険金受取人が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該傷害疾病定額保険契約の利益を享受する。

(保険金受取人の変更)

第七十二条 保険契約者は、給付事由が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

官 報 (号 外)

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。	(保険給付請求権の譲渡等についての被保険者の同意)	ては、この限りでない。	について、遅滞の責任を負わない。
3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼつてその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。	第七十六條 保険給付を請求する権利の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定給付事由が発生した後にされたものを除く。は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。	一 被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき。	第八十二條 前条第一項又は第三項の規定に反する特約で保険金受取人に不利なものは、無効とする。
(遺言による保険金受取人の変更) 第七十三條 保険金受取人の変更は、遺言によつても、することが出来る。	(危険の減少) 第七十七條 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することが出来る。	二 保険契約者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前号に掲げる場合を除く。)	第四節 終了 (保険契約者による解除) 第八十三條 保険契約者は、いつでも傷害疾病定額保険契約を解除することが出来る。
2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもつて保険者に対抗することができない。	(強行規定) 第七十八條 第七十一條の規定に反する特約で保険金受取人に不利なもの及び前条の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする。	三 保険金受取人が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき(前二号に掲げる場合を除く。) 四 戦争その他の変乱によつて給付事由が発生したとき。 (保険給付の履行期) 第八十一條 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、給付事由、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが傷害疾病定額保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。	(告知義務違反による解除) 第八十四條 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、傷害疾病定額保険契約を解除することが出来る。
第七十四條 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、変更後の保険金受取人が被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあつては、被保険者又はその相続人)である場合は、この限りでない。	第三節 保険給付 (給付事由発生時の通知) 第七十九條 保険契約者、被保険者又は保険金受取人は、給付事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。	2 保険給付を行う期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る給付事由の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。	2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することが出来ない。
2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。	(保険者の免責) 第八十條 保険者は、次に掲げる場合には、保険給付を行う責任を負わない。ただし、第三号に掲げる場合には、給付事由を発生させた保険金受取人以外の保険金受取人に対する責任につい	3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間	一 傷害疾病定額保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかつたとき。
(保険金受取人の死亡) 第七十五條 保険金受取人が給付事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。			二 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
			三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
			3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても

保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。 4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。傷害疾病定額保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。 (危険増加による解除) 第八十五条 傷害疾病定額保険契約の締結後に危険増加告知事項についての危険が高くなり、傷害疾病定額保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいう。以下この条及び第八十八条第二項第二号において同じ。	こと。 2 前条第四項の規定は、前項の規定による解除権について準用する。この場合において、同条第四項中「傷害疾病定額保険契約の締結の時」とあるのは、「次条第一項に規定する危険増加が生じた時」と読み替えるものとする。 (重大事由による解除) 第八十六条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、傷害疾病定額保険契約を解除することができる。 一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人が、保険者に当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として給付事由を発生させ、又は発生させようとしたこと。 二 保険金受取人が、当該傷害疾病定額保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。 三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由 (被保険者による解除請求) 第八十七条 被保険者が傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者である場合において、次に掲げるときは、当該被保険者は、保険契約者に対し、当該傷害疾病定額保険契約を解除することを請求することができる。	一 第六十七条第一項ただし書に規定する場合(同項の同意がある場合を除く。) 二 前条第一号又は第二号に掲げる事由がある場合 三 前号に掲げるもののほか、被保険者の保険契約者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 四 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が第六十七条第一項の同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変更した場合 2 保険契約者は、前項の規定により傷害疾病定額保険契約を解除することの請求を受けたときは、当該傷害疾病定額保険契約を解除することができる。 (解除の効力) 第八十八条 傷害疾病定額保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により傷害疾病定額保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める事由に基づき保険給付を行う責任を負わない。 一 第八十四条第一項 解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、同項の事実に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。 二 第八十五条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。	生じた時から解除がされた時までに発生した傷害疾病。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した傷害疾病については、この限りでない。 三 第八十六条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した給付事由 (契約当事者以外の者による解除の効力等) 第八十九条 差押債権者、破産管財人その他の傷害疾病定額保険契約(第九十二条に規定する保険料積立金があるものに限る。以下この条から第九十一条までにおいて同じ。)の当事者以外の者で当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができないもの(次項及び同条において「解除権者」という。)がする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる。 2 保険金受取人(前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。次項及び次条において「介入権者」という。)が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該通知の日当該傷害疾病定額保険契約の解除の効力が生じたときすれば保険者が解除権者に対して支払うべき金額を解除権者に対して支払い、かつ、保険者に対してその旨の通知をしたときは、同項に規定する解除は、その効力を生じない。
---	--	---	--

官 報 (号 外)

3 第一項に規定する解除の意思表示が差押えの手続又は保険契約者の破産手続、再生手続若しくは更生手続においてされたものである場合において、介入権者が前項の規定による支払及びその旨の通知をしたときは、当該差押えの手続、破産手続、再生手続又は更生手続との関係においては、保険者が当該解除により支払すべき金銭の支払をしたものとみなす。 第九十条 傷害疾病定額保険契約の解除により保険契約者が保険者に対して有することとなる金銭債権を差し押えた債権者が前条第一項に規定する通知をした場合において、同条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託をすることができるときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をすることができ。 2 前項の通知があつた場合において、前条第二項の規定による支払の時に保険者が当該差押えに係る金銭債権の支払をするとなれば民事執行法その他の法令の規定による供託の義務を負うときは、介入権者は、当該供託の方法により同項の規定による支払をしなければならない。 3 介入権者が前二項の規定により供託の方法による支払をしたときは、当該供託に係る差押えの手続との関係においては、保険者が当該差押えに係る金銭債権につき当該供託の方法による支払をしたものとみなす。	4 介入権者は、第一項又は第二項の規定による供託をしたときは、民事執行法その他の法令の規定により第三債務者が執行裁判所その他の官庁又は公署に対してすべき届出をしなければならない。 第九十一条 第八十九条第一項に規定する通知の時から同項に規定する解除の効力が生じ、又は同条第二項の規定により当該解除の効力が生じないこととなるまでの間に給付事由が発生したことにより保険者が保険給付を行うべき場合において、当該保険給付を行うことにより傷害疾病定額保険契約が終了することとなるときは、当該保険者は、当該保険給付を行うべき額の限度で、解除権者に対し、同項に規定する金額を支払わなければならない。この場合において、保険金受取人に対しては、当該保険給付を行うべき額から当該解除権者に支払った金額を控除した残額について保険給付を行えば足りる。 2 前条の規定は、前項の規定による保険者の解除権者に対する支払について準用する。 (保険料積立金の払戻し) 第九十二条 保険者は、次に掲げる事由により傷害疾病定額保険契約が終了した場合には、保険契約者に対し、当該終了の時ににおける保険料積立金(受領した保険料の総額のうち、当該傷害疾病定額保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための給付事由の発生率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。 一 第八十条各号(第二号を除く。)に規定する事由 二 保険者の責任が開始する前における第八十条又は第八十七条第二項の規定による解除 三 第八十五条第一項の規定による解除 四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効 (保険料の返還の制限) 第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。 一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合 二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知つて当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。 (強行規定) 第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。 一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八	算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分(をいう。)を払い戻さなければならない。ただし、保険者が保険給付を行う責任を負うときは、この限りでない。 一 第八十条各号(第二号を除く。)に規定する事由 二 保険者の責任が開始する前における第八十条又は第八十七条第二項の規定による解除 三 第八十五条第一項の規定による解除 四 第九十六条第一項の規定による解除又は同条第二項の規定による当該傷害疾病定額保険契約の失効 (保険料の返還の制限) 第九十三条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。 一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合 二 傷害疾病定額保険契約が第六十八条第一項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知つて当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。 (強行規定) 第九十四条 次の各号に掲げる規定に反する特約で当該各号に定める者に不利なものは、無効とする。 一 第八十四条第一項から第三項まで又は第八	第十五条第一項 保険契約者又は被保険者 二 第八十六条又は第八十八条 保険契約者、被保険者又は保険金受取人 三 前二条 保険契約者 第五章 雑則 (消滅時効) 第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。 2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によつて消滅する。 (保険者の破産) 第九十六条 保険者が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができる。 2 保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかつたときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から三箇月を経過した日にその効力を失う。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置の原則) 第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日
--	--	--	---

（以下「施行日」という。）以後に締結された保険契約について適用する。ただし、次条から附則第六条までに規定する規定の適用については、次条から附則第六条までに定めるところによる。

(旧損害保険契約に関する経過措置)

第三十三条 第十条、第十一条、第十二条(第十条及び第十一条の規定に反する特約に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三十条(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第三十一

条第一項(第三十条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。)及び第二項第三号、第三十三条第一項(第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る)、第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第三十六条第十二条及び第三十三条第一項(第三十条並びに第三十一条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、施行日前に締結された損害保険契約(以下この条において「旧損害保険契約」という。)について、適用する。

旧損害保険契約の保険事故(第五条第一項に

旧損害保険契約の保険事故(第五条第一項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。)が施行日以後に発生した場合には、第十条、第二十一条(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第二十六条

(第十五条並びに第二十一条第一項及び第三項

(第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に反する特約に係る部分に限り、第三十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三十六条第二十六条(第十五条並びに第二十一条第一項及び第三項の規定に反する特約に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 旧損害保険契約の保険事故が施行日以後に発生した場合には、第二十二条第一項及び第二項の規定を適用する。

4 旧損害保険契約に基づき保険給付を請求する権利（施行日前に発生した保険事故に係るものを除く。）の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、第二十二条第三項の規定を適用する。（旧生命保険契約に関する経過措置）

(旧生命保険契約に関する経過措置)

四 条 第四十七条（施行日以後にされた質権の設定に係る部分に限る。）、第四十八条、第四十九条（第四十八条の規定に反する特約に係る部分に限る。）、第五十七条、第五十九条（第五十七条又は第九十六条第一項の規定による解除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項第三号並びに第六十五条第二号、第五十七条並びに第五十九条第一項及び第二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限る。）の規定は、施行日前に締結された生命保険契約（次項において「旧生命保険契約」という。）

についても適用する。

2 旧生命保険契約の保険事故(第三十七条に規定する保険事故をいう)が施行日以後に発生した場合には、第五十二条及び第五十三条の規定を適用する。

3 施行日前に締結された第三十八条に規定する死亡保険契約の解除権者(第六十条第一項に規定する解除権者をいう。)が施行日以後に当該死亡保険契約を解除した場合には、第六十条から第六十二条までの規定を適用する。

(旧傷害疾病定額保険契約に関する経過措置)

第五條 第七十六條（施行日以後にされた質権の
設定に係る部分に限る。）、第七十七條、第七十
八條（第七十七條の規定に反する特約に係る部
分に限る。）、第八十六條、第八十八條第一項
（第八十六條又は第九十六條第一項の規定によ
る解除に係る部分に限る。以下この項において
同じ。）及び第二項第三号並びに第九十四條第二
号（第八十六條並びに第八十八條第一項及び第
二項第三号の規定に反する特約に係る部分に限
る。）の規定は、施行日前に締結された傷害疾病
定額保険契約（以下この条において「旧傷害疾病
定額保険契約」という。）についても、適用す
る。

る。

2 旧傷害疾病定額保険契約の給付事由(第六十六條に規定する給付事由をいう。)が施行日以後に発生した場合には、第八十一条及び第八十二条の規定を適用する。

3 旧傷害疾病定額保険契約の解除権者（第八十

九条第一項に規定する解除権者をいう。）が施行日以後に当該旧傷害疾病定額保険契約を解除した場合には、同条から第九十一条までの規定を適用する。

(保險者の破産に関する経過措置)

第六條 第九十六條の規定は、施行日前に締結された保険契約についても、適用する。

審査報告書

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する

法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十九日

法務委員長 遠山 清彦

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法その他の関係法律の規定の整備をするともに、所要の経過措置を定めるものである。なお、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保険給付の履行期に關して、保険者による支払拒絶事由等の調査及び支払いの可否に關する回答が迅速かつ適正に行われるべき体制を確保すること。

二 保険法第二十一条第一項、第五十二条第一項及び第八十一条第一項における「相当の期間」に關しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約にあつては三十日、生命保険契約にあつては五日、傷害疾病定額保険にあつては三十日の各期限が「相当の期間」の一つの目安となることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しないこと。

三 重大事由による解除（保険法第三十条第三号、第五十七条第三号及び第八十六条第三号）に關しては、保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たつては、第三十条第一号若しくは第二号等に匹敵する趣旨のものであることを確認すること。また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること。

四 約款は保険者により一方的に作成されるものであり、複雑・難解であること並びに多様化した商品の内容及び保険事故に關する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等が生じないよう、約款の作成又は認可に当たり充分に留意すること。また、約款の認可、監督に当たつては、恣意的に運用されることのないよう、指針をより明確にすること。

五 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者から同意の取得に際しては当該被用者が、保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。また、他人の生命の保険契約については、被保険者の保護にもとる事態が生ずることのないよう十分に留意すること。

六 告知に關する規定を含め多くの片面的強行規定を設けるなどして保険契約者等を保護するために保険法が制定されたという立法趣旨が保険者に遵守されるようにするため、必要に応じこのような立法趣旨を踏まえて監督基準の見直しを行い、また、当該立法趣旨や遺言による保険金受取人の変更などの新たに設けられた制度の内容が消費者に十分認識されるよう、周知を徹底すること。

七 保険法が、保険契約、共済契約等の契約に關する規律を定める法律であつて、組織法や監督

法の一元化を図るものではないことを確認すること。

右決議する。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月三十日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

（商法の一部改正）

第一条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

「第二章 倉庫營業（第五百九十七條）
第一節 保險
第一節 損害保險
第一節 總則（第六百二十九條）
第二節 火災保險（第六百六十五條）
第三節 運送保險（第六百六十九條）
第四節 生命保險（第六百七十三條）
第六百二十八條」

第六百六十四條 倉庫營業
第六百六十八條 倉庫營業
第六百七十二條 倉庫營業
第六百八十三條 倉庫營業
（第五百九十七條第六百八十三條）に、（第

八百四十一條）を「第八百四十一條ノ二」に改める。

第二編第十章の章名、同章第一節の節名、同節第一款から第三款までの款名及び同章第二節の節名を削り、第六百二十九條から第六百八十三條までを次のように改める。

第六百二十九條乃至第六百八十三條 削除
第八百十五條第二項中「前編第十章第一節第一款」を「保險法平成二十年法律第 号」第二章第一節乃至第四節及び第六節並ニ第五章に改める。

第八百二十三條中「第六百四十九條第二項」を「保險法第六條第一項」に改める。

第八百三十二條第一項ただし書中「第六百三十六條」を「保險法第十九條」に改める。

第三編第六章中第八百四十一條の次に次の一條を加える。

第八百四十一條ノ二 本章ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質ガ之ヲ許サザルトキハ此限ニ在ラス

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された保險契約については、保險法（平成二十年法律第 号）附則第三條から第六條までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。

（森林國營保險法の一部改正）

第三條 森林國營保險法（昭和十二年法律第二十五號）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条ノ二 前条本文ニ規定スル場合ニ於テ
他ノ保険者ニ対スル權利ノ抛棄ハ政府ノ權利
義務ニ影響ヲ及ボサズ

第二十条及び第二十一条を次のように改め
る。

第二十条及第二十一条 削除

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 保険法(平成二十年法律第

号)第四条、第十条、第十四条乃至第十六
条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二

十三条第一項(第一号二係ル部分ニ限ル)、第

二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十

条、第三十一条第一項及第二項(第二号ヲ除

ク)、第三十二条(第一号二係ル部分ニ限ル)

並ニ第九十五条ノ規定ハ本法ニ依ル森林保険

ニ之ヲ準用ス

(森林国営保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に締結された森林保険の保険契

約については、なお従前の例による。ただし、

次項及び第三項に規定する規定の適用について

は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の森林国営保険法

(次項において「新森林国営保険法」という。)第

二十五条の規定(保険法第十条、第三十条並び

に第三十一条第一項(同法第三十条の規定による

解除に係る部分に限る。))及び第二項第三号の

規定を準用する部分に限る。))は、施行日前に締

結された森林保険の保険契約についても、適用
する。

3 施行日前に締結された森林保険の保険契約の
保険事故(森林国営保険法第二条第一項に規定

する火災、気象上の原因による災害及び噴火に
よる災害をいう。)が施行日以後に発生した場合

には、新森林国営保険法第二十五条の規定(保

險法第十五条及び第二十一条の規定を準用する

部分に限る。))を適用する。

(農業災害補償法の一部改正)

第五条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百

八十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十二条中「商法(明治三十二年法律第四十八

号)第六百四十条から第六百四十三条まで、第

六百四十六条及び第六百六十二条」を「保険法

(平成二十年法律第 号)第十一条、第十七

条第一項、第二十五条及び第三十二条(第一号

に係る部分に限る。))に改める。

第百二十四条第五項中「商法第六百三十七条」を

「保険法第十条」に改め、同条第六項中「商法第

六百三十七条」を「保険法第十条」に、「こえな

いを超えない」に改める。

第百二十条中「商法第六百三十七条、第六百

四十四条、第六百四十五条、第六百四十九条及

び第六百六十七条」を「保険法第四条、第六条、

第十条、第十七条第二項、第二十二條、第二十

八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び第

二項(第二号を除く。))に改める。

第百二十条の十一及び第百二十条の十八中

「商法第六百四十四条、第六百四十五条及び第
六百四十九条」を「保険法第四条、第六条、第二

十八条、第三十条並びに第三十一条第一項及び
第二項(第二号を除く。))に改める。

第百二十条の二十五中「商法第六百三十九

条、第六百四十四条、第六百四十五条、第六百

四十九条及び第六百六十七条」を「保険法第四

条、第六条、第十七条第二項、第十八条第二

項、第二十二條、第二十八條、第三十条並びに

第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。))
に改める。

第百二十条の二十七中「商法第六百三十一

条、第六百三十七條、第六百三十九條、第六百

四十四條、第六百四十五條及び第六百四十九

條」を「保険法第四条、第六条、第九条、第十

七條、第十八條第二項、第二十八條、第三十條並

びに第三十一条第一項及び第二項(第二号を除

く。))に改める。

第百二十条の二十八第二項中「商法第六百三

十一條、第六百三十七條、第六百三十九條から

第六百四十六條まで、第六百四十九條及び第六

百六十二條」を「保険法第四条、第六条、第九

條から第十一條まで、第十七條第一項、第十八

條第二項、第二十五條、第二十八條、第三十條、

第三十一条第一項及び第二項(第二号を除く。))

並びに第三十二條(第一号に係る部分に限る。))
に改める。

第百三十二条第一項中「商法第六百四十二

條、第六百四十三條、第六百四十六條、第六百
四十九條及び第六百六十二條」を「保険法第六

条及び第十一條」に改める。

第百三十二条の二第二項中「商法第六百三十

一條、第六百三十七條、第六百三十九條から第

六百四十六條まで、第六百四十九條及び第六百

六十二條」を「保険法第四条、第六条、第九

條から第十一條まで、第十七條第一項、第十八

條第二項、第二十五條、第二十八條、第三十條、第

三十一條第一項及び第二項(第二号を除く。))並
びに第三十二條(第一号に係る部分に限る。))に
改める。

第百四十一条の二中「第八十八條乃至第九十

條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三

條、第六百四十六條及び第六百六十二條」を「第

八十八條から第九十條まで並びに保険法第十一

條」に、「第八十七條の二第六項中」を「同項中」
に改める。

第百五十条の五の八第四項中「商法第六百三

十七條」を「保険法第十条」に改める。

(農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に共済責任期間(家畜共済に

あつては、共済掛金期間。以下この条において

同じ。)の開始する共済関係、当該共済関係に係

る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係

については、なお従前の例による。ただし、次

項から第四項までに規定する規定の適用につい

第十條 船主相互保險組合法(昭和二十五年法律

第一百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項を削る。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第十一条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条から第六百四十六条まで(告知義務違反による契約の解除等)」を「(保険法(平成二十年法律第 号)第四条、第十一条、第二十八条並びに第三十一条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(告知義務等)」に改める。

第一百十條の二の次に次の一条を加える。
(超過保険)
第一百十條の三 漁船保険は、組合と組合員との間に漁船保険の保険関係が成立した時において保険金額が当該漁船保険の目的たる漁船の価額を超えていたときは、その超過部分について、無効とする。ただし、当該漁船の価額について約定した一定の価額があるときは、この限りでない。

第一百十一條の六の見出しを「(商法及び保険法の準用)」に改め、同条中「第六百三十一条から第六百三十六條まで、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一条、第六百六十二条(損害保険の總則)」を「(商法第六百六十一条、第六百六十二条(損害保険の總則))」に改める。

「(明治三十二年法律第四十八号)」に改め、「(保険委付)」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第十八條、第十九條、第二十三條第一項(第一号に係る部分に限る。)、第二十四條及び第二十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」を加え、「同法」を「商法」に、「第八百三十六條第一項中」を「同法第八百三十六條第一項中」に改める。

第一百十三條の八の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十七條(保険価額の著しい減少)及び第六百六十三條(短期時効)」を「(保険法第十條及び第九十五條(保険価額の減少等))」に、「同法第六百六十三條中「保険料支払ノ義務」を「同条第二項中「保険料を請求する権利」に、「(保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務)」を「(保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利)」に改める。

第一百十三條の十六第一項中「商法第六百四十四條(告知義務)」を「(保険法第二十八條第一項)に改める。
第一百二十一条中「商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百六十二条及び第六百六十三條(損害保険の總則)」を「(保険法第八條、第二十二條、第二十五條及び第九十五條(第三者のためにする損害保険契約等))」に、「商法第六百六十三條中「(保険料支払ノ義務)」を「同法第九十五條第二項中「(保険料を請求する権利)」に、「(保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務)」を「(保険料を請求する権利)」に改める。

第一百二十六條の六中「並びに商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一条から第六百六十三條まで(損害保険の總則)」を、「商法」に改め、「(保険委付)」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第二十四條、第二十五條及び第九十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」を加え、「第六百六十三條中「(保険料支払ノ義務)」とあるのは「(保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務)」と、同法を削り、「第三号」との下に「(保険法第九十五條第二項中「(保険料を請求する権利)」とあるのは「(保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利)」とを加える。
第一百三十八條の十の二第四項中「商法第六百六十一条を「(保険法第二十四條若しくは第二十五條第一項の規定又は第九百二十一条において準用する同法第二十五條第一項)に改める。
第一百三十八條の十一中「商法第六百四十六

条、第六百六十二条及び第六百六十三條(損害保険の總則)」を「(保険法第十一條及び第九十五條(危険の減少等))」に改め、「中央会が行う普通保険に係る再保険については、商法第六百三十六條及び第六百三十七條(一部保険等)」を削る。

第一百三十八條の二十第四項中「商法第六百六十一条及び第六百六十二条」を「(保険法第二十四條又は第二十五條第一項)に改める。
第一百三十八條の二十一中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第九百三十八條の十一において準用する商法第六百六十二条の規定」を削る。
第一百三十八條の二十三中「第一百三十八條の十並びに商法第六百四十六條及び第六百六十三條(特別危険の消滅等)」を、「第一百三十八條の十並びに保険法第十一條及び第九十五條(危険の減少等)」に改め、「政府が行う特殊保険に係る再保険については商法第六百三十六條及び第六百三十七條(一部保険等)の規定を」を削る。
第一百四十三條の十一第三項中「にあつては、商法第六百四十四條から第六百四十八條まで、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一条から第六百六十三條まで(損害保険の總則)」を「(に)については、商法」に改め、「(保険委付)」の下に「並びに保険法第四條、第八條、第十一條、第十五條、第二十四條、第二十五條、第二十八條、第三十一条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。))並びに第九十五條(告

告ノ義務)」を「(保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利)」に改める。
第一百二十六條中「商法第六百六十三條(短期時効)」を「(保険法第九十五條(消滅時効))」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「商法第六百六十三條中「(保険料支払ノ義務)」を「同法第九十五條第二項中「(保険料を請求する権利)」に、「(保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務)」を「(保険料を請求する権利)」に改める。
第一百二十六條の六中「並びに商法第六百四十七條、第六百四十八條、第六百五十二條、第六百五十九條、第六百六十一条から第六百六十三條まで(損害保険の總則)」を、「商法」に改め、「(保険委付)」の下に「並びに保険法第八條、第十五條、第二十四條、第二十五條及び第九十五條(第三者のためにする損害保険契約等)」を加え、「第六百六十三條中「(保険料支払ノ義務)」とあるのは「(保険料支払ノ義務及び追徴金支払ノ義務)」と、同法を削り、「第三号」との下に「(保険法第九十五條第二項中「(保険料を請求する権利)」とあるのは「(保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利)」とを加える。
第一百三十八條の十の二第四項中「商法第六百六十一条を「(保険法第二十四條若しくは第二十五條第一項の規定又は第九百二十一条において準用する同法第二十五條第一項)に改める。
第一百三十八條の十一中「商法第六百四十六

官 報 (号 外)

知義務等)を加え、同条第四項中「にあつては、商法第六百四十四条から第六百四十八条まで、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)」を「については、保険法第四条、第八条、第十一条、第二十二條、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。並びに第九十五条(告知義務等)」に改める。

第四百四十三条の十八中「第三百三十八条の十まで、第三百三十八条の十の二(第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険再保険事業に限る。)」を「第三百三十八条の十の二まで」に、「商法第六百四十六条、第六百六十二条及び第六百六十三条(損害保険の総則)」を「保険法第十一條及び第九十五条(危険の減少等)」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 施行日前に成立した漁船保険事業等(漁船損害等補償法第二条第一号に規定する漁船保険事業等)をいう。以下この条において同じ。又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第五項までに規定する規定の適用については、次項から第五項までに定めるところによる。

2 前条の規定による改正後の漁船損害等補償法(以下この条において「新漁船損害等補償法」という。)第九條、第三百三十八条の十一、第三百

三十八条の二十三、第四百四十三条の十一第三項及び第四項並びに第四百四十三条の十八の規定(これらの規定中保険法第十一条の規定を準用する部分に限る。並びに新漁船損害等補償法第一百十三條の八の規定(保険法第十条の規定を準用する部分に限る。))は、施行日前に成立した漁船保険事業等又は任意保険事業に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係についても、適用する。

3 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三条第四項若しくは第七項の事故又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第四百四十三条の三第一号の事故が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第一百一条の六、第二百六條の六及び第四百四十三条の十一第三項の規定(これらの規定中保険法第十五條の規定を準用する部分に限る。)を適用する。

4 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係の新漁船損害等補償法第三条第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係の新漁船損害等補償法第四百四十三条の三第二号イに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害が施行日以後に発生した場合には、新漁船損害等補償法第二百一十一條及び第四百四十三条の十一第四項の規定

(これらの規定中保険法第二十二条第一項及び第二項の規定を準用する部分に限る。)を適用する。

5 施行日前に成立した漁船保険事業等に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利(施行日前に発生した漁船損害等補償法第三条第五項に規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るものを除く。又は施行日前に成立した任意保険事業に係る保険関係に基づき保険金の支払を請求する権利(施行日前に発生した同法第四百四十三条の三第二号イに規定する自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害に係るものを除く。))の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、新漁船損害等補償法第二百一十一條及び第四百四十三条の十一第四項の規定(これらの規定中保険法第二十二条第三項の規定を準用する部分に限る。)を適用する。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正)
第十三条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「第九十一条」を「第九十二条」に、「第九十二条」を「第九十三条」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十二条から第六百四十五条まで及び第六百六十二条(損害保険の総則)」を「保険法(平成二十年

法律第 号)第四条、第二十八條、第三十

一條第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二條(第一号に係る部分に限る。)

並びに第九十五条(告知義務等)」に、「第九十二

條中」を「同法第九十三條第一項中」に、「第一百五

條第一項」を「同法第一百五條第一項」に改める。

第三十五條中「繰入」を「繰入れ」に、「商法第六百四十三條及び第六百六十三條(損害保険の

総則)」を「保険法第九十五條(消滅時効)」に、「

「第三百三十八條の九」を「同法第三百三十八條の九」に、「第三百三十八條の十中」を「同法第三百三十八

條の十中」に、「第三百三十八條の十三第一項中」

を「同法第三百三十八條の十三第一項中」に改め

る。

(漁船乗組員給与保険法の一部改正に伴う経過

措置)

第十四條 施行日前に成立した漁船乗組員給与保

險事業に係る保険契約及び当該保険契約に係る

再保険契約については、なお従前の例による。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十五條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法

律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一項を加える。

6 保険法(平成二十年法律第 号)第六條

の規定は、責任保険については、適用しな

い。

第九條の四中「準用する第二十二条第三項又

は第四項」との下に、「同条第六項中「責任保

險」とあるのは「責任共済」とを加える。

第十六条の八の次に次の一条を加える。

(第十六条第一項の規定による損害賠償額の支払についての履行期)

第十六条の九 保険会社は、第十六条第一項の規定による損害賠償額の支払の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 保険会社が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険会社は、これにより損害賠償額の支払を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

第十九条中「二年」を「三年」に改める。

第二十条の見出しを「危険に関する重要な事項」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号第六百四十四条)」を「保険法第四条」に改め、「事実又は」を削る。

第二十條の二第一項第二号中「商法第六百四十四條」を「保險法第二十八條第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二十一条第一項中「商法第六百四十四条」を「保険法第二十八条第一項」に改め、「将来に向つて」を削り、同条第二項中「危険を」[保險事故(保險法第五條第一項に規定する保險事故をい

う。次条第三項において同じ。に、「商法第六百四十五條第二項」を「同法第三十一條第二項第一号」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。

第二十二條第三項中「危険が発生し」を「保險事故が発生し」に改める。

第二十三條の見出しを「(保險法の適用)」に改め、同条中「商法第二編第十章第一節第一款」を「保險法第一章、第二章第五節を除く。」及び第五章」に改める。

第二十三條の三第一項中「第十九條まで、第二十二條及び前條」を「前條まで」に改め、「これらの規定」の下に「第二十條の二第一項第三号を除く。」を、「とあり、」の下に「及び」を加え、「読み替える」を、「第二十條の二第一項第三号中「責任保險の契約の保險期間」とあるのは「責任共済の契約の共済期間」と読み替える」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條の四を次のように改める。
第二十三條の四 削除
第七十三條の次に次の一條を加える。
(第七十二條第一項の規定による損害のてん補についての履行期)

第七十三條の二 政府は、第七十二條第一項の規定による損害のてん補の請求があつた後、当該請求に係る自動車の運行による事故及びてん補すべき損害の金額の確認をするために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

負わない。

2 政府が前項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、被害者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、政府は、これにより損害のてん補を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 自動車の運行による事故が施行日前に発生した場合における自動車損害賠償保障法第十六條第一項(同法第二十三條の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による損害賠償額の支払、同法第十六條第四項(同法第二十三條の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による補償、同法第十七條第一項(同法第二十三條の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による仮渡金の支払、同法第十七條第四項(同法第二十三條の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による補償又は同法第七十二條第一項の規定による損害のてん補については、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された自動車損害賠償責任保險の契約に係る自動車の運行による事故が施行日以後に発生した場合における保險金の支払の請求については、保險法第九十五條第一項の規定を適用する。

3 前項の規定は、自動車損害賠償責任共済について準用する。
(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)
第十七條 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。
第一一條中「二年」を「三年」に改める。
第二二條中「補償した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に、「權利」を「求償權」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 政府が補償した金額
二 当該求償權の金額(前号に掲げる金額が当該補償契約により補償する補償損失の金額に不足するときは、当該求償權の金額から当該不足金額を控除した金額)
第十二條に次の一項を加える。
2 補償契約の相手方である原子力事業者が求償權の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、補償の義務を免れる。
一 当該原子力事業者が当該求償權の行使により支払を受けた金額
二 当該補償契約により補償する補償損失について第七條の規定により政府が補償の義務を負う金額(前号に掲げる金額が当該補償

償損失の金額に不足するときは、当該政府が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額)

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に締結された原子力損害賠償補償契約に関する法律第二条の契約については、なお従前の例による。

(漁業災害補償法の一部改正)

第十九条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項第七号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百五十八条」を「保険法(平成二十年法律第 号)第十四条」に改める。

第二百二条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百四十二条(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効の効果)、第六百五十八条(保険契約者等の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)」を「保険法第十四条(損害発生のお知らせ)、第二十五条(請求権代位)及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)(保険料の返還の制限)」に改める。

第二百二十五条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十一条(超過保険)及び第六百六十一条(保険の目的に関する権利

の取得)」を「保険法第二十四条(残存物代位)」に改める。

第三百三十七条の見出しを「(保険法の準用)」に改め、同条中「商法第六百三十一条及び第六百六十一条」を「保険法第二十四条」に改める。

第四百二十二条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第四百二条において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。

第四百六条の二中「会員が」の下に「第二百二条において準用する保険法第二十五条第一項又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「商法第六百六十一条」を「同法第二十四条」に改める。

第四百七条中「並びに商法第六百六十二条」を削る。

第四百七条の七中「若しくは第四百七条の二第二項において準用する第二百二条において準用する商法第六百四十三条の規定」を削る。

第四百七条の十二中「若しくは第四百七条において準用する商法第六百六十二条」を削り、「商法第六百六十二条若しくは」を「保険法第二十五条第一項若しくは」に、「商法第六百六十一条」を「同法第二十四条」に改める。

第九十六条の十七中「商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条」を「保険法第十四条、第二十四条、第二十五条及び第三十二条(第一号に係る部分に限る。)」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 施行日前に締結された漁業共済事業又は地域共済事業に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

(貸金業法の一部改正)

第二十一条 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の七の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条中「保険金額」を「保険金」に改める。

第十六条の三の見出し中「生命保険契約」を「生命保険契約等」に改め、同条第一項中「保険金額」を「保険金」に、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による」を「保険法(平成二十年法律第 号)第三十八条又は第六百七条第一項」に改める。

(貸金業法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)
第二十三条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生死」を「生存又は死亡」に改める。

第三十六条中「二年間」を「三年間」に改める。
第六十三条第五項中「第二編第十章(第六百六十四条(第六百八十三条第一項において準用す

る場合を含む。)を除く。)(保険)及び」を削り、「保険契約」の下に「(海上保険契約に該当するものに限る。)」を加える。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前に入社した社員が退社した場合における保険業法第三十五条の払戻しを請求する権利の消滅時効については、なお従前の例による。

2 施行日前に締結された保険業法第六十三条第一項の保険契約については、保険法附則第三条から第六条までの規定により同法の規定が適用される場合を除き、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

この法律は、保険法の施行の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(内閣委員長提出)

賛成者氏名

二一六名

相原久美子君 青木 愛君
浅尾慶一郎君 家西 悟君
池口 修次君 一川 保夫君

犬塚 直史君	岩本 司君	富岡由紀夫君	友近 聡朗君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	松村 龍二君	松山 政司君
植松恵美子君	梅村 聡君	那谷屋正義君	内藤 正光君	市川 一朗君	岩城 光英君	丸川 珠代君	丸山 和也君
小川 勝也君	小川 敏夫君	直嶋 正行君	中谷 智司君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
尾立 源幸君	大石 尚子君	中村 哲治君	長浜 博行君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君	森 まさこ君	山内 俊夫君
大河原雅子君	大久保 勉君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	岡田 広君	荻原 健司君	山崎 正昭君	山田 俊男君
大久保潔重君	大島九州男君	長谷川憲正君	白 眞敷君	加治屋義人君	加納 時男君	山谷えり子君	山本 一太君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	林 久美子君	姫井由美子君	神取 忍君	川口 順子君	山本 順三君	吉田 博美君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	平田 健二君	平野 達男君	河合 常則君	木村 仁君	吉村剛太郎君	義家 弘介君
金子 恵美君	神本美恵子君	平山 幸司君	広田 一君	岸 宏一君	岸 信夫君	若林 正俊君	脇 雅史君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	福山 哲郎君	藤末 健三君	北川イッセイ君	小池 正勝君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
川合 孝典君	川上 義博君	藤田 幸久君	藤谷 光信君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	浮島とも子君	加藤 修一君
川崎 稔君	木俣 佳丈君	藤本 祐司君	藤原 正司君	佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君	風間 昶君	澤 雄二君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	藤原 良信君	舟山 康江君	佐藤 正久君	坂本由紀子君	白浜 一良君	谷合 正明君
郡司 彰君	小林 正夫君	前川 清成君	前田 武志君	椎名 一保君	島尻安伊子君	遠山 清彦君	西田 実仁君
行田 邦子君	奥石 東君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	末松 信介君	鈴木 政二君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
今野 東君	佐藤 公治君	松井 孝治君	松浦 大悟君	世耕 弘成君	関口 昌一君	松 あきら君	山口那津男君
佐藤 泰介君	櫻井 充君	松岡 徹君	松野 信夫君	田村耕太郎君	伊達 忠一君	山下 栄一君	山本 香苗君
自見庄三郎君	芝 博一君	円 より子君	水戸 将史君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	山下 博司君	渡辺 孝男君
島田智哉子君	下田 敦子君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	鰐淵 洋子君	近藤 正道君
主濱 了君	榎葉賀津也君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	中川 義雄君	中曾根弘文君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	森田 高君	築瀬 進君	中村 博彦君	中山 恭子君	川田 龍平君	山東 昭子君
田中 康夫君	田名部匡省君	柳澤 光美君	柳田 稔君	二之湯 智君	西島 英利君		
高嶋 良充君	高橋 千秋君	山根 隆治君	横峯 良郎君	西田 昌司君	野村 哲郎君		
武内 則男君	谷 博之君	吉川 沙織君	米長 晴信君	南野知恵子君	長谷川大紋君		
谷岡 郁子君	千葉 景子君	蓮 舫君	愛知 治郎君	橋本 聖子君	林 芳正君		
シズメリイ君	津田弥太郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	藤井 孝男君	古川 俊治君		
辻 泰弘君	外山 斎君	荒井 広幸君	有村 治子君	牧野たかお君	舩添 要一君		
徳永 久志君	轟木 利治君	石井 準一君	石井みどり君	松田 岩夫君	松村 祥史君		

反対者氏名

井上 哲士君
紙 智子君
大門実紀史君
山下 芳生君

松村 龍二君
丸川 珠代君
水落 敏栄君
森 まさこ君
山崎 正昭君
山谷えり子君
山本 順三君
吉村剛太郎君
若林 正俊君
荒木 清寛君
浮島とも子君
風間 昶君
白浜 一良君
遠山 清彦君
浜田 昌良君
松 あきら君
山下 栄一君
山本 博司君
鰐淵 洋子君
福島みずほ君
川田 龍平君

七名

市田 忠義君
小池 晃君
仁比 聡平君

日程第二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

相原久美子君	青木 愛君
浅尾慶一郎君	家西 悟君
池口 修次君	一川 保夫君
犬塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	奥石 東君
今野 東君	佐藤 公治君
佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君

田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
シラミズミ子君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川恵正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一 君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君
松岡 徹君	松野 信夫君
円より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
森田 高君	築瀬 進君

柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
荒井 広幸君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
市川 一朗君	岩城 光英君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
神取 忍君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イッセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	坂本由紀子君
椎名 一保君	島尻安伊子君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中曽根弘文君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君

西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
舛添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森 まさこ君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	遠山 清彦君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君

日程第三 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二六名

反対者氏名

〇名

山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
川田 龍平君	山東 昭子君
相原久美子君	青木 愛君
浅尾慶一郎君	家西 悟君
池口 修次君	一川 保夫君
大塚 直史君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聡君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 尚子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	風間 直樹君
金子 恵美君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
郡司 彰君	小林 正夫君
行田 邦子君	輿石 東君
今野 東君	佐藤 公治君

佐藤 泰介君	櫻井 充君
自見庄三郎君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榎葉賀津也君
鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
武内 則男君	谷 博之君
谷岡 郁子君	千葉 景子君
シケン マルティン君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	外山 斎君
徳永 久志君	轟木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤田 幸久君	藤谷 光信君
藤本 祐司君	藤原 正司君
藤原 良信君	舟山 康江君
前川 清成君	前田 武志君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君
松井 孝治君	松浦 大悟君

松岡 徹君	松野 信夫君
円 より子君	水戸 将史君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君
森田 高君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
荒井 広幸君	有村 治子君
石井 準一君	石井みどり君
泉 信也君	磯崎 陽輔君
市川 一朗君	岩城 光英君
岩永 浩美君	衛藤 晟一君
尾辻 秀久君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
神取 忍君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北川イツセイ君	小池 正勝君
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	坂本由紀子君
椎名 一保君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君

田村耕太郎君	伊達 忠一君
谷川 秀善君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中曽根弘文君
中村 博彦君	中山 恭子君
二之湯 智君	西島 英利君
西田 昌司君	野村 哲郎君
南野知恵子君	長谷川大紋君
橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 孝男君	古川 俊治君
牧野たかお君	舩添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	山内 俊夫君
山崎 正昭君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	義家 弘介君
若林 正俊君	脇 雅史君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	澤 雄二君
白浜 一良君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
松 あきら君	山口那津男君

官 報 (号 外)

反対者氏名 七名		賛成者氏名 二二五名	
山下 栄一君	山本 香苗君	相原久美子君	青木 愛君
山本 博司君	渡辺 孝男君	浅尾慶一郎君	家西 悟君
鰐淵 洋子君	近藤 正道君	池口 修次君	一川 保夫君
福島みずほ君	洲上 貞雄君	犬塚 直史君	岩本 司君
川田 龍平君	山東 昭子君	植松恵美子君	梅村 聡君
		小川 勝也君	小川 敏夫君
		尾立 源幸君	大石 尚子君
		大河原雅子君	大久保 勉君
		大久保潔重君	大島九州男君
		岡崎トミ子君	加賀谷 健君
		加藤 敏幸君	風間 直樹君
		金子 恵美君	神本美恵子君
井上 哲士君	市田 忠義君	紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君	山下 芳生君	
日程第四 保険法案(内閣提出、衆議院送付)		日程第五 保険法の施行に伴う関係法律の整備に 関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
龜井 郁夫君	川合 孝典君	千葉 景子君	津田弥太郎君
川上 義博君	川崎 稔君	外山 斎君	轟木 利治君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君	友近 聡朗君	内藤 正光君
工藤堅太郎君	郡司 彰君	中谷 智司君	長浜 博行君
小林 正夫君	行田 邦子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
輿石 東君	今野 東君	白 眞勲君	白 眞勲君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君	白 眞勲君	白 眞勲君
櫻井 充君	自見庄三郎君	白 眞勲君	白 眞勲君
芝 博一君	島田智哉子君	白 眞勲君	白 眞勲君
下田 敦子君	主濱 了君	白 眞勲君	白 眞勲君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	白 眞勲君	白 眞勲君
鈴木 陽悦君	田中 康夫君	白 眞勲君	白 眞勲君
田名部匡省君	高嶋 良充君	白 眞勲君	白 眞勲君
高橋 千秋君	武内 則男君	白 眞勲君	白 眞勲君
谷 博之君	谷岡 郁子君	白 眞勲君	白 眞勲君
千葉 景子君	ヅルキン マルチン君	白 眞勲君	白 眞勲君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	白 眞勲君	白 眞勲君
外山 斎君	徳永 久志君	白 眞勲君	白 眞勲君
轟木 利治君	富岡由紀夫君	白 眞勲君	白 眞勲君
友近 聡朗君	那谷屋正義君	白 眞勲君	白 眞勲君
内藤 正光君	直嶋 正行君	白 眞勲君	白 眞勲君
中谷 智司君	中村 哲治君	白 眞勲君	白 眞勲君
長浜 博行君	西岡 武夫君	白 眞勲君	白 眞勲君
羽田雄一郎君	長谷川憲正君	白 眞勲君	白 眞勲君
白 眞勲君	林 久美子君	白 眞勲君	白 眞勲君
白 眞勲君	平田 健二君	白 眞勲君	白 眞勲君
白 眞勲君	平山 幸司君	白 眞勲君	白 眞勲君
白 眞勲君	福山 哲郎君	白 眞勲君	白 眞勲君
藤末 健三君	藤田 幸久君	岸 信夫君	北川イッセイ君
藤谷 光信君	藤本 祐司君	岸 信夫君	北川イッセイ君
藤原 正司君	藤原 良信君	岸 信夫君	北川イッセイ君
舟山 康江君	前川 清成君	岸 信夫君	北川イッセイ君
前田 武志君	牧山ひろえ君	岸 信夫君	北川イッセイ君
増子 輝彦君	松井 孝治君	岸 信夫君	北川イッセイ君
松浦 大悟君	松岡 徹君	岸 信夫君	北川イッセイ君
松野 信夫君	円より子君	岸 信夫君	北川イッセイ君
水戸 将史君	水岡 俊一君	岸 信夫君	北川イッセイ君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君	岸 信夫君	北川イッセイ君
森 ゆうこ君	森田 高君	岸 信夫君	北川イッセイ君
築瀬 進君	柳澤 光美君	岸 信夫君	北川イッセイ君
柳田 稔君	山根 隆治君	岸 信夫君	北川イッセイ君
横峯 良郎君	吉川 沙織君	岸 信夫君	北川イッセイ君
米長 晴信君	蓮 舫君	岸 信夫君	北川イッセイ君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	岸 信夫君	北川イッセイ君
秋元 司君	荒井 広幸君	岸 信夫君	北川イッセイ君
有村 治子君	石井 準一君	岸 信夫君	北川イッセイ君
石井みどり君	泉 信也君	岸 信夫君	北川イッセイ君
磯崎 陽輔君	市川 一朗君	岸 信夫君	北川イッセイ君
岩城 光英君	岩永 浩美君	岸 信夫君	北川イッセイ君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	岸 信夫君	北川イッセイ君
岡田 直樹君	岡田 広君	岸 信夫君	北川イッセイ君
荻原 健司君	加治屋義人君	岸 信夫君	北川イッセイ君
加納 時男君	神取 忍君	岸 信夫君	北川イッセイ君
川口 順子君	河合 常則君	岸 信夫君	北川イッセイ君
木村 仁君	岸 宏一君	岸 信夫君	北川イッセイ君
岸 信夫君	北川イッセイ君	岸 信夫君	北川イッセイ君
小池 正勝君	小泉 昭男君	脇 雅史君	荒木 清寛君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	脇 雅史君	荒木 清寛君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	脇 雅史君	荒木 清寛君
坂本由紀子君	椎名 一保君	脇 雅史君	荒木 清寛君
島尻安伊子君	末松 信介君	脇 雅史君	荒木 清寛君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	脇 雅史君	荒木 清寛君
関口 昌一君	田村耕太郎君	脇 雅史君	荒木 清寛君
伊達 忠一君	谷川 秀善君	脇 雅史君	荒木 清寛君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	脇 雅史君	荒木 清寛君
中川 雅治君	中川 義雄君	脇 雅史君	荒木 清寛君
中曾根弘文君	中村 博彦君	脇 雅史君	荒木 清寛君
中山 恭子君	二之湯 智君	脇 雅史君	荒木 清寛君
西島 英利君	西田 昌司君	脇 雅史君	荒木 清寛君
野村 哲郎君	南野知恵子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
長谷川大紋君	橋本 聖子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
林 芳正君	藤井 孝男君	脇 雅史君	荒木 清寛君
古川 俊治君	牧野たかお君	脇 雅史君	荒木 清寛君
舩添 要一君	松田 岩夫君	脇 雅史君	荒木 清寛君
松村 祥史君	松村 龍二君	脇 雅史君	荒木 清寛君
松山 政司君	丸川 珠代君	脇 雅史君	荒木 清寛君
丸山 和也君	水落 敏栄君	脇 雅史君	荒木 清寛君
溝手 顕正君	森 まさこ君	脇 雅史君	荒木 清寛君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	脇 雅史君	荒木 清寛君
山田 俊男君	山谷えり子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
山本 一太君	山本 順三君	脇 雅史君	荒木 清寛君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	荒木 清寛君
義家 弘介君	若林 正俊君	脇 雅史君	荒木 清寛君
脇 雅史君	荒木 清寛君	脇 雅史君	荒木 清寛君

官 報 (号 外)

魚住裕一郎君 加藤 修一君 澤 雄二君 谷合 正明君 西田 実仁君 浜四津敏子君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 近藤 正道君 洲上 貞雄君 山東 昭子君 浮島とも子君 風間 昶君 白浜 一良君 遠山 清彦君 浜田 昌良君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 博司君 鰐淵 洋子君 福島みずほ君 川田 龍平君	反対者氏名 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君 山下 芳生君 七名 市田 忠義君 小池 晃君 仁比 聡平君			
--	---	--	--	--

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
二二〇円	二三〇円